

## 会議録・令和4年9月5日第3回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 令和4年8月25日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 9月5日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
  - 1番 奥 山 幸 洋
  - 2番 松 本 忍
  - 3番 乾 健 郎
  - 5番 阪 井 勇 男
  - 6番 下 井 清 史
  - 7番 江 京 子
  - 8番 田 邊 ひとみ
  - 9番 綿 民 和 子
  - 10番 北 岡 泰
  - 11番 山 内 理
  - 12番 中 井 啓 悟
  - 13番 樋 口 文 隆
  - 14番 高 橋 浩 司
  - 15番 伊 豆 千 夜 子
5. 不 応 招 議 員  
なし
6. 出 席 議 員  
14名
7. 欠 席 議 員  
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名  
議会事務局長 松 井 友 吾  
議 会 書 記 肥留間 晴 美 西 川 佳 江 稲 浦 満
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名  
町 長 世古口 哲 哉 副 町 長 下 村 由美子  
教 育 長 下 村 良 次 総務防災課長 松 本 章  
まちづくり戦略課長 朝 倉 正 浩 税 務 課 長 山 口 隆 弘  
生活環境課長 西 尾 仁 志 住民ほけん課長 吉 川 伸 幸

健康あゆみ課長	青 木 大 輔	会計管理者(兼)会計課長	世古口 和 也
産業振興課長	堀	建設課長	西 尾 直 伸
上下水道課長	坂 口	昇 斎宮跡・文化観光課長	日 置 加 奈 子
教育課長	菅 野	亮 こども課長	西 村 正 樹
小学校区編制 推進室長	中 瀬 基 司		

#### 10. 会議録署名議員

2番 松 本 忍 3番 乾 健 郎

#### 11. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

---

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（伊豆 千夜子） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回明和町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願ひします。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（伊豆 千夜子） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

2番 松本 忍 議員

3番 乾 健郎 議員

の両名を指名いたします。

---

◎会期の決定について

○議長（伊豆 千夜子） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月15日までの11日間と決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長(伊豆 千夜子) 日程第3 「諸般の報告」を行います。

監査委員さんから提出いただいております5月、6月、7月分の例月出納検査結果報告書の写しと一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○議長(伊豆 千夜子) 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

(町長 世古口哲哉 登壇)

○町長(世古口 哲哉) おはようございます。

令和4年第3回明和町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、ただいまは本定例会の会期を11日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになりました方々のご冥福と、罹患された方々の一日も早いご快復をお祈り申し上げますとともに、医療現場の最前線で日夜懸命にご奮闘、ご尽力をいただいている医療関係者をはじめとする多くの関係機関の皆様には、衷心より敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。

さて、オミクロン株 B A. 5 により、全国的に感染者数が急激に増加いたしました。三重県では重症化リスクの高い高齢者などの命と健康を守るため、8月5日から県内全域に B A. 5 対策強化宣言が発令され、高齢者や基礎疾患をお持ちの方やその同居家族については、感染リスクの高い行動を控えるなど、感染防止対策のさらなる徹底がお願いされました。

明和町においても、7月1日以降8月31日までの新規感染者数が1,474人と、非常に厳しい状況が続いています。一日も早くこの感染拡大の波を抑え込まなければなりません。改めて町民の皆様には、定期的な換気、小まめな手洗いや手指消毒、3つの密の回避、適切なマスクの着用など、引き続き感染防止対策の徹底をお願いしているところです。

なお、町民の皆様の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、8月26日現在、12歳以上の方で3回目までの接種を終えた方の割合が79.8%、また、5歳から11歳のワクチン接種については、1回目の接種を終えた方の割合が13.2%、2回目の接種を終えた方の割合が12.8%となっています。

4回目接種については、接種対象が60歳以上の方と18歳以上で基礎疾患を有する方及び重症化リスクが高いと医師が認める方、そして医療従事者や高齢者施設等の従事者となっておりますが、全人口に対する4回目の接種を終えた方の割合が13.2%となっています。

この苦しい状況の中、ご自身や大切な人の命と健康を守るため、長期にわた

り感染防止対策に取り組んでいただいている皆様に心から感謝を申し上げますとともに、今後も三重県など関係機関と連携しながら、感染拡大防止に向け全力で取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、政府は、7月29日に閣議了解された「令和5年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」の中で、「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることはあってはならない。歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしています。

そして、地方交付税交付金等については、「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ、要求すること、また、新しい資本主義の実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップ（新規創業）への投資、GXへの投資及びDXへの投資に対する予算の重点化を進めるなどとしています。

これらを受け、町では、先日、幹部職員を対象に、令和5年度の当初予算説明会を開催しました。財政健全化プランの基本理念に掲げる「選択と集中」による施策の重点化及び効率化を図りながら、「持続可能」な財政運営を目指すこと、そして、「歳入確保」や「歳出抑制の推進」などの基本方針を念頭に置きながら、各部署において国・県の動向をしっかりと把握し、必要な事業等を十分精査した上で、新年度の予算要求に臨むよう指示したところです。

それでは、6月定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして、簡略にご報告させていただきます。

6月6日、明和町消防団の夏季訓練が始まりました。この日から10月9日までの期間、各分団ごとに割り当てられた日に参加し、基本動作を学ぶ礼式訓練や放水時に使用するホースや筒先の取扱いなど、技術向上と連携強化を図る訓練を実施しています。火災や地震などに備えるため、そして町民の皆様の安

心・安全を守るため、団員としての使命を意気に感じながら、精いっぱい取り組んでいただきたいと思います。

6月17日、明和中学校の体育祭が行われ、生徒たちが仲間とともに競技に取り組みました。この体育祭は、これまでの体育活動の発表の場であるとともに、仲間と協力することで生徒会キーワード「誇り」を体現し、自らをより高めることを目的としているとのことです。新型コロナウイルスの影響で、一昨年は学年別に実施、昨年は全校生徒で実施できたものの、無観客での開催でした。今年は3年ぶりに保護者の方々に観覧していただけることになり、約200人にお越しいただきました。仲間とともに全力を尽くし、仲間を一生懸命に応援したことは、中学校生活の思い出の一つとして胸に刻まれたことと思います。

6月23日、社会を明るくする運動強調月間を前に、多気郡保護司会の皆様が明和町役場にお越しになり、「内閣総理大臣からのメッセージ」を伝達していただきました。社会を明るくする運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて犯罪のない社会を築こうとする全国的な運動で、今年で72回目を迎えます。強調月間である7月1日に明星駅、3日は大淀ふれあいキャンプ場の安全祈願祭、4日には斎宮駅で啓発活動を行っていただきました。明るい社会づくりを広く呼びかけ、様々な活動に取り組んでいただいている保護司の皆様に心から敬意を表します。

6月24日、多気町役場においてデジタル田園都市国家構想の「三重広域連携モデル」事業について、その概要を発表しました。このデジタル田園都市国家構想は、地域の個性を生かしながら地方を活性化し、持続可能な経済社会を推進するという取組で、「三重広域連携モデル」は、多気町、大台町、度会町、紀北町、そして明和町の5町広域で構成する事業モデルです。この事業の柱は、データ連携基盤整備、共通地域ポータルサイトの作成やデジタル通過の普及などです。この事業が人口の流出や少子高齢化による人口減少、地域内の観光客の周遊率などの改善につながるように、しっかりと取組を進めてまいります。

6月30日から7月2日までの3日間、愛知県及び東京都内の事業所などを訪問しました。テレビ放送関係企業では明和町の情報発信について、大学関係者とは地域創生の連携などについて、それぞれ協議を行いました。また、全国史跡整備市町村協議会の役員会に出席し、今後の取組について協議を行いました。今後も私自身が足を運び、積極的にトップセールスを行ってまいりたいと思います。

7月3日、大淀ふれあいキャンプ場で観光協会主催の安全祈願祭が行われ、参列者が海岸やキャンプ場の利用者の安全を祈願しました。また、宝探しなどのイベントも催され、にぎわいを見せてくれました。このキャンプ場は、通年利用していただけます。たくさんの方々にお越しいただき、町を代表する観光地、「大淀海岸」を楽しんでもらえたらうれしく思います。

7月9日、いつきのみや地域交流センターで、めいわちゃれんじきっず土曜教室を開催しました。この事業は放課後の子どもたちの居場所づくりと地域の方々との触れ合いを目的に取り組む放課後子どもプラン事業の一環として実施したもので、明和町と連携協定を締結する皇學館大学教育学部の学生さんたちに講師を務めていただいています。子どもたちにとっては大学生のお兄さん、お姉さんと交流しながら学ぶ楽しさを教わることができ、そして教員を目指す学生さんたちにとっては教育の実践を体験できる場となるため、とても有意義な事業であると認識しているところです。

7月11日、明和中学校で、生徒たちが被曝伝承者の講演を聞く平和学習が行われました。町では、戦争の悲惨さや平和の尊さに触れ、次世代につないでいくことを目的に、平成27年度から5年間、生徒の代表者を被爆地広島へ派遣し、平和記念式典に参加してきましたが、その際に現地で聞いた被爆体験伝承者の話を全校生徒に聞いてもらいたいという思いと、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、2年前から被爆体験伝承者を学校に招いて講演をしていただいています。今年の講演では、原爆投下の瞬間、爆風で飛ばされたことや大切な人を失ったこと、後遺症に悩まされたことなどを話していただいたとのことでした。



生徒たちには講演を通して、平和な世の中にするために何ができるか改めて考えてもらえたと思います。

7月15日、今年度末で閉校する修正小学校及び旧暁幼稚園の利活用事業の公募を開始しました。全国でも閉校施設は官民を問わず、様々な利活用が行われています。町にとって閉校・閉園施設は貴重な財産であることから、地域の実情やニーズを踏まえながら有効活用していきたいと考えており、今回は地元の願いでもある「地域活性化につながる事業提案」を広く求めています。9月末の締切りまでに、よい事業提案が出されることを期待しております。

8月1日、三重県町村会の定期総会に出席しました。総会では、政務活動として財政基盤の強化、防災対策の充実強化、農林水産業の振興、教育行政の推進など12項目の要望事項について、国及び県に要請行動を行うことを決議し、一丸となって取り組んでいくことを確認しました。

8月2日、新しいALT、外国語指導助手として就任したジェデダイヤ・タッカー・パンコーストさんの入庁式を行いました。ジェデダイヤさんはアメリカ・オハイオ州出身の27歳で、4日に退任したヴィクトリア・トーマス・ダウニーさんに引き続き、明和中学校を中心に外国語授業の補助や幼稚園、保育所、こども園での外国語活動を通じて、子どもたちの英語教育の推進に携わっていただきます。生徒、児童、園児たちと交流を図り、親睦を深めてもらうよう期待しています。

8月5日、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、明和町の皆様の生活支援と地域経済の活性化につなげていくことを目的に実施する、明和町いきいき商品券事業の商品券を発送しました。この商品券は1人当たり5,000円分で、使用可能期間は令和4年9月1日から翌年1月31日までとしております。この事業に連携して取り組んでいただいている明和町商工会をはじめ、取扱事業所としてご登録をいただいた事業所の皆様、換金にご協力いただく金融機関の皆様方に感謝申し上げますとともに、当事業が順調に進み、無事に完了できるよう、しっかりと対応をしてまいります。

8月17日、全国大会に出場する明和中学校女子ソフトボール部の部員と監督、コーチなど関係者にお越しいただき、私から激励をさせていただきました。明和中学校女子ソフトボール部は、今年7月に開催された三重県中学校総合体育大会で優勝、8月に開催された東海中学校総合体育大会で準優勝と優秀な成績を収め、全国大会出場を決めました。8月23日に北海道で開催された全国大会では、惜しくも1回戦で敗退しましたが、41年ぶりに三重県を制したことはすばらしい快挙であり、輝かしい歴史を刻んだことに心から拍手を送りたいと思います。

8月31日、令和8年度の開校・開園を目指しております第1期再編小学校等につきまして、設計施工一括発注方式による整備に係る事業者の公募を開始しました。公募型プロポーザル方式により募集及び選定を行い、来年の3月には契約締結の議案を上程させていただく予定でございます。今年の3月に策定いたしました「第1期再編小学校等の建設基本構想」の基本理念であります「地域とともに未来の可能性を広げる新しい時代の『学び舎』」としての整備を、引き続き皆様のご協力をいただきながら進めてまいります。

なお、例年これらの時期に開催されてきた行事が新型コロナウイルス感染症の影響により中止や延期になる中、上村天王祭や叢村虫送り、そして大淀祇園祭といった歴史ある伝統行事が、規模縮小等を行いながらも開催されました。関係者の皆様のご尽力に敬意を表しますとともに、これからも大切な伝統行事を後世に継承していただきたいとの思いを強くしたところです。

そして、一日も早く様々な行事等が無事に開催できるよう、このコロナ禍が一刻も早く終焉することを心から願うばかりです。

次に、本定例会の上程議案につきましては、教育委員会委員の任命同意が1件、条例の制定が1件、条例の一部改正が3件、令和3年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分が1件、令和4年度一般会計補正予算ほか7つの特別会計補正予算と水道事業会計補正予算、そして令和3年度の各会計の決算認定をお願いすることとしています。

今後も町民の皆様が安全安心に日々充実した暮らしを営んでいただけるよう、最大限の努力をしてまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

---

### ◎一般質問

○議長（伊豆 千夜子） 日程第5 「一般質問」を行います。

一般質問は、9名の方より通告されております。

許可したいと思います。

### 14番 高橋 浩司 議員

○議長（伊豆 千夜子） 1番通告者は、高橋浩司議員であります。

質問項目は、「高齢者が健康でこころ豊かに暮らせるまちづくり」の1点であります。

高橋浩司議員、登壇願います。

### （14番 高橋 浩司議員 登壇）

○14番（高橋 浩司） よろしく申し上げます。皆さん、おはようございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、事前通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

新型コロナの第7波により役場内でも職員が多く感染し、限られた職員数の中、感染対策をしながら業務をこなすのは大変だとは思いますが、引き続き感染予防に、特に子どもや重症化リスクの高い高齢者への対策をしっかりと進めてもらうようよろしくお願いいたします。

また、現在、大型で非常に強い台風11号が東シナ海を北上しています。これから台風シーズンに入り、大雨など土砂崩れや河川の氾濫など町としても万全の備えをお願いします。

それでは、質問に入ります。

まず1点目、高齢者が健康で心豊かに暮らせるまちづくりとして、高齢者の交通移動手段の支援についてお尋ねいたします。

令和2年3月定例会の一般質問で、高齢ドライバーへの安全運転の支援として、安心して便利な公共交通の充実を要望いたしました。それから2年半がたち、道路交通法の改正など取り巻く環境の変化があり、改めてこの点について、これまでの進捗やデマンド交通など新たな取組についてお尋ねいたします。

デマンド交通に関しましては、先週、8月30日から運行が始まった民間企業が運営する「m o b i」と10月3日から開始予定の町が運行する「チョイソコめいひめ」の2つがあります。免許返納者や学生など、車を持たない方の移動手段の選択肢が増えることはいいことなのですが、サービス内容が似通ってしまいますと利用者が混乱したり、運営者が採算が合わず撤退するということも心配されます。それらのことについて、どのように町はお考えなのかお伺いします。

また、現在、各地でこれらについて説明会がされておりますが、町民さんからどのような意見があったかもお尋ねいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 高橋浩司議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 高橋議員のほうから、交通移動手段の支援についてのご質問をいただきました。

まず、町のこの2年間の公共交通の充実に向けた取組の経過としましてですが、外出のための支援施策としての町民バスにつきましては、利用者の無料の範囲をそれまで75歳以上の後期高齢者と運転免許証を返納された方々としてい

たのに加えまして、令和2年4月から障害者手帳の所持者などに対象を拡大しました。そして、手帳などは個人情報に掲載されている大切なものであるため、降車の都度、表示しなくてもいいようにしてほしいとの要望があったことから、それに代わるものとして、希望者には無料パスカードを支給するようになったところです。

そして、この度狭隘な道路が多い地区などでは、町民バスが入れないことから、バス停までの距離が遠いなどの意見を多くいただいていたことから、お出かけが気軽にできるように65歳以上の高齢者及び障害者手帳をお持ちの方々を対象として、町民バスとは別に「チョイソコめいひめ」の名称でデマンド交通の実証実験を今年の10月3日から開始することといたしたところです。

このデマンド交通の委託事業者は三重トヨタ自動車株式会社であり、運行の主体は町内のタクシー会社2社にお願いすることとしています。運行に当たり、比較的狭い道にも出入りできるように、ミニバンの車2台体制でデマンド交通の実証実験を1年間かけて実施する予定です。

「チョイソコめいひめ」は、一般利用者は1乗車で運賃300円であり、障害者手帳をお持ちの方に対しては、一般利用者の半額の150円を設定しております。また、介助される方も同乗できるように考えているところです。運転免許返納者の方々につきましては、運転経歴証明書をご提示いただいた上で登録していただければ、年齢に関係なく150円で利用できる設定とさせていただきました。

また、町の実施するデマンド交通「チョイソコめいひめ」とは別に、先ほどもご紹介いただきましたけれども、Community Mobility株式会社という民間企業によるデマンド交通、名称「m o b i」が既に8月30日から運行しております。

なお、議員がご心配されているサービス内容の重複について、「チョイソコめいひめ」と「m o b i」との違いを簡単にご説明いたします。

まず、1点目として乗車できる対象者ですが、チョイソコめいひめは65歳以

上の明和町民の方、障害者手帳所持者及び運転免許を返納された運転経歴証明書をお持ちの方が利用対象です。「m o b i」のほうは、対象者の限定はありません。

2点目としましては、料金設定ですが、「チョイソコめいひめ」に登録された方は1乗車300円であり、先ほども申しあげました障害者手帳及び運転経歴証明書をお持ちの方は150円です。一方、m o b i では1乗車は300円ですが、登録をされると月ごとの定額プランが5,000円のプランがあり、ご家族の2人目からは500円の追加で利用できます。

3点目は利用できる時間帯ですが、「チョイソコめいひめ」は月曜日から金曜日までの平日9時から16時までの運行時間であり、祝祭日や年末年始などは運行いたしません。

「m o b i」は毎日運行しており、9時から19時までの運行です。

4点目は予約方法であり、「チョイソコめいひめ」は乗車したい1週間前から30分前までの予約が可能ですが、「m o b i」では利用直前のみの連絡だけであり、事前予約はありません。

5点目は停留所ではありますが、「チョイソコめいひめ」では町内の全域約170か所にA3サイズの看板を建物の壁や塀などに設置しますが、「m o b i」では実際の看板は存在せず、スマホ上での仮想の停留所が町内の近鉄の駅を中心とした約15分の圏内で約200か所設定されているところです。

実証実験における導入時期が似たような時期になるため、混乱を招かないように、説明会を合同で行うなどの対策も講じているところであります。実証実験中も連携を深めながら、それぞれの特徴やサービスを生かし、町民の皆様の利便性を高められるよう、2つのデマンド交通の特徴を生かしながら、相乗効果が図れるよう検討していきたいと思っております。

また、説明会でどのような意見や要望があったかは、担当の生活環境課長から答弁申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 説明会でのご意見、ご要望につきましては、私からご説明を申し上げます。

各地区の自治会長会議及び老人会、民生委員を対象にしたデマンド交通の説明会を7月から実施し、8月後半からは各地区のコミュニティセンターにおきましてと、おととい、昨日を中央公民館の大集会場で開催をいたしました。

まず、「チョイソコめいひめ」への質問の中で最も問合せや要望があった内容につきましては、乗降場所の移動や追加が多くございました。これは実証運行の開始時まで、自治会等を通じ、変更や追加ができる範囲内で可能であると回答しております。

ほかに複数あったご意見につきましては、例えば帰省してきた家族など、あとお友達とか非会員さんとデマンドに同乗できるのかどうかといったものでは、登録済みの会員様が予約時に非会員の方の人数を何名か言っていただければ、それぞれ人数の料金は必要ではございますけれども、同乗は可能といったものでございます。

また、町民バスの今後の運行についてもお問合せをいただきましたが、今後デマンド交通の実証実験をし、その実績を勘案する上で、それぞれの長所を生かし、本数やルートの見直しをしていく可能性はあることを申し上げます。

また、「m o b i」への主な質問につきましては、月額プランを申し込む際の方法についての質問がございまして、これにつきましては、スマホのアプリをダウンロードすることを前提に、プランの申込みを行うことやデマンド車両を呼べるといったことをご説明しました。

なお、町内の駅から約15分圏内でしか運行しない、また、町内全域に停留所がないといった質問につきましては、当初は対象外の地域ではありますが、将来的には町内全域をカバーできるよう、多くの方々にご乗車いただきたいとの回答でした。

なお、デマンド交通は相乗り方式となりますために、新型コロナの感染対策につきましてもご心配をいただきましたが、両事業者から感染防止対策をしつ

かり講じるとの返答をいたしました。

そのほか、各所で様々なご意見をいただきましたが、いずれの説明会場での主なものにつきましては以上でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

高橋議員、再質問ございますか。

高橋議員。

○14番（高橋 浩司） ありがとうございます。

2つの違い、乗れる方に制限があるない、料金の設定は大体同じなんかな。運行、平日だけのこと、時間帯、予約の仕方、エリアや停留所、いろいろあるかと思うんですけども、何か「m o b i」さんのほうが使い勝手がええような感じがしてしまうんですけども。

これら2つのデマンド交通の、それぞれ町長言われたんですけども、すみ分け、利用申込方法等について利用者が混乱することのないように、引き続き分かりやすい丁寧な説明をお願いしたいと思います。

「m o b i」に関してなんですけれども、8月28日のワークショップに参加しまして、実際に私も利用しました。家族も含め、参加者からの意見をお聞きしたところ、やはり課長もおっしゃられたんですけども、エリアが限られているというのが大きな課題というかネックというふうに感じました。エリア内のイオン明和、あと大淀と下御糸地区、これらに関して拡大をワークショップで求めましたが、事業者からは1年後、本格実施に向け検討するとのことでした。

しかし、それを待たず、一刻も早く町内全域で平等なサービスが実現できるよう、町からも強く働きかけるよう要望いたします。

次にいきます。

このような移動サービスの充実は大切なこととは思いますが、一方で、内閣府が60歳以上の約3,000人に行った調査で、ふだんマイカーを使っている方に今後も運転を続けるか尋ねたところ、「元気な間は運転したい」との回答が相



当数あり、その理由については、「買物や通院など日常生活で必要」という回答が7割以上を占めています。この調査は、当然、都市部の回答も含まれていることもあり、それを考えると、明和町ではさらにこれ以上の割合になると推測されます。

また、2年半前の一般質問でも申し上げましたが、加齢による心身が衰える虚弱体質化、いわゆるフレイルの予防には、高齢者が積極的に外出し、活動することが必要とされています。

私ごとで恐縮なのですが、83歳の母が2年前に運転免許を自主返納しました。母は多少の持病はあるものの、心身ともに健康ではありますが、やはり外出する機会が随分少なくなってしまう、以前より何事に対しても意欲が薄れてきたように感じられます。高齢者が自動車の運転をやめることにより、交通事故の軽減につながると言われたりしますが、一方で外出する機会が減り、自立した生きがいのある生活に行動制限がかかってしまい、楽しみが減ってしまうことも心配されます。

そこで、質問します。

明和町で運転免許を所持されている方の人数と、そのうち65歳以上の方の人数と割合を、また、免許返納者の過去5年間の推移と、そのうち65歳以上の割合も教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 高橋議員の質問に対する答弁。

生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） ただいまご質問にございました明和町におけます高齢者の運転免許証の自主返納状況などについて、松阪署の交通第1課に町の総務防災課が確認をいたしましたところ、まず65歳以上の高齢者の運転免許取得者数は、今年の3月末現在で総取得者数の1万6,415人のうち4,688人で、28.5%の割合です。

また、運転免許証の自主返納者に関しまして、明和町の過去の5年間のデータでは、まず、平成29年は76人の返納者のうち65歳以上の高齢者が73人で、高

高齢者免許取得者数4,253人のうち高齢者返納者数が1.7%、平成30年は86人の返納者のうち65歳以上高齢者が85人で、高齢者免許取得者数4,388人のうち高齢者返納者数が1.9%、令和元年は105人返納者のうち65歳以上高齢者が104人で、高齢者免許取得者数4,440人のうち高齢者の返納者数は2.3%、令和2年は82人返納者のうち65歳以上高齢者77人で、高齢者免許取得者数4,508人のうち高齢者返納者数が1.7%、令和3年は82人の返納者のうち65歳以上高齢者が79人で、高齢者免許取得者数4,612人のうち高齢者返納者数が1.7%との回答がございました。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

高橋議員、再質問ございますか。

高橋議員。

○14番（高橋 浩司） ありがとうございます。

課長の答弁にありましたように、過去5年間、毎年自主返納する方、高齢者の方が80人から100名ほどみえるとのことですが、それでも全体の1割程度になると思います。残り9割の方が免許を持つということなので、運転をしていると思われると私は思います。これらに対する取組も必要と考えます。

国はこの5月から道路交通法を改正し、安全運転サポート車限定のサポカー限定免許制度がスタートしました。また、高齢ドライバーに多いブレーキとアクセルと踏み間違い事故を防止するため、国だけでなく全国の地方自治体においても、サポカーや後づけの踏み間違い防止装置の普及支援が進められております。これらについての支援を2年半前の一般質問でも要望しましたが、この間の町の取組状況をお答えください。

○議長（伊豆 千夜子） 高橋議員の再質問が終わりました。

生活環境課長、答弁願います。

○生活環境課長（西尾 仁志） ただいまご質問いただきました高齢運転者に対する安全運転支援装置の導入支援につきましては、国・県の動向に注目しながら検討してまいりました。

国においては、令和2年3月9日よりサポカー補助金の申請受付を開始し、令和2年度中に事業終了となる見込みではございましたが、申請件数が少なく、令和3年度に予算を繰り越し、令和3年11月をもって受付を終了しております。

また、県においても同様であり、令和2年度の単年度予算の事業であったところ、申請件数が少なく、令和3年度に予算を繰り越し、同年度をもって事業自体を終了しております。

このように、国・県の補助制度の継続が先行き不透明かつ申請が伸び悩んでいる中で、町が補助の上乗せをする事業を実施することに懸念がございましたので、検討の結果、実施を見送ってきた経緯がございます。

なお、このサポカー限定免許につきましては、道路交通法を改正し、今年の5月13日から導入されたばかりでございますため、今後の取得状況や県や周辺市町の動向を注視していく考えでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○14番（高橋 浩司） なかなか伸び悩んどるということで、繰越ししてでもなかなか申請が少ないと。インフォメーション不足というか、PR不足もあるんじゃないのかなと思ったりするんですけれども。

課長も答弁してもらったんですけれども、生活をする上でやっぱり高齢の方が運転するという実態があるということは間違いのないんで、サポカー限定免許制度が5月にスタートしたばかりなんで、課長、周辺の市町の状況をというふうなことを今言われたんですけれども、明和町に限って言えばというか、明和町の中にはやっぱり運転する必要があるというふうな方がたくさんみえると思うんで、今後、道路交通法改正によって、今、所有する車に安全装置を後づけする方が増加すると私は思うんですわ。そういった方に対して、町として積極的な支援を要望したいと思います。

続きまして、2点目、健康寿命の延伸についてご質問します。

こちらについても、2年半前の一般質問で、健康寿命を延ばすために生活の質の維持向上が欠かせないと申し上げました。生活の基礎の部分が安定しないと、生活の質の低下につながり、結果、閉じこもりや孤立化が進み、フレイルを招いてしまいます。

町からは全ての高齢者が社会参加し、その人らしく暮らせる地域社会づくりと地域で暮らし続けるための生活支援に取り組むと、そういった答弁がありましたが、この2年半での進捗と成果、今後の取組についてお尋ねいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 高橋議員の質問に対する答弁。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） この2年間の進捗と成果というご質問ですが、議員もご承知のとおり、現在も続いております新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けたことから、老人クラブの活動1つにおきましても、スポーツ大会や芸能大会などのイベントの開催ばかりか、日頃の練習や活動で集まることもできない状況でありました。

そのような状況の中、地域社会づくりを推進するために、地域を回って高齢者が活躍できる場づくりを進めたいという思いはありましたが、地域に出ていくことは難しい状況でした。

今後、新型コロナウイルス感染症が終息に向かえば、老人クラブ活動や地域サロン活動の場に赴き、高齢者が活躍できる場づくりに取り組んでいきたいと考えております。

そんな中でも、社会福祉協議会に委託し、生活支援体制整備事業に取り組み、昨年10月には、「ささえあいのまちづくり～聴いて語って一緒に考える場づくり」というテーマで、地域で自主的に活動をしているグループメンバーを対象に、報告会を開催させていただきました。本郷自治会や老人会と連携し、支えあい活動で活躍されている団体の「おたがいさん」や、若い世代の地域活動を有志の高齢世代が縁の下の力持ちとして結成された「金剛ヶ丘自治会活動協力隊」など、5つの団体が活動内容を報告し、世代に関係なく発表した後、参

加者の皆さんが意見交換できる場となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響がある中で、全ての高齢者が社会参加して、どんな状態でもその人らしく暮らせる地域社会をつくること、地域で暮らし続けるための生活支援をつくり出すことが求められていますので、そのような地域づくりに引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○14番（高橋 浩司） そうですね。実際はこの2年半、コロナの影響で集まらず、いろんなものを中止にしてきたというのはもうやむを得やんと思いますが、萎縮ばかりしてしまうとやっぱりいかんで、去年10月から報告会、地域で支援をされている本郷と金剛坂、ほかに5つの生活支援団体、自主的に活動している団体があるとのことですが、ほかの3つの団体に関してもちょっと教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 高橋議員の再質問に対する答弁。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） その他3つの事業者等は、障害者就労支援施設の「第2南勢就労支援センター」、高齢者入所施設「煌（かがやき）・翔（はばたき）・憩（くつろぎ）」、明和町社協による「めいわサポーター」となっております。

10月の報告会では、今後の支援活動の展開や活動内容の報告について発表をしていただきました。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○14番（高橋 浩司） ありがとうございます。

こういった5つの団体があるということなんですけれども、各地域の自治会

や各施設、社協さんなど連携し、活動が広がっていくよう、町も率先して関わりながら支援を進めるよう要望いたします。

また、コロナ禍により老人クラブをはじめとする各団体も活動を縮小せざるを得ない状況があったかと思いますが、引き続き高齢者が活躍できる場所づくりのサポートもお願いいたします。

質問を続けます。

町は、特定健診や健康ひろば、筋力脳力あっぷ教室など積極的に高齢者の健康支援に取り組んでいると、フレイルの予防と早期発見に努めていると私も理解しております。町は健康づくりでポイントがたまる取組をしていますが、こういった同様の仕組みについて、スマホ等のアプリを導入し、脳と体の健康維持を図っている自治体が最近増えてきているようです。

東京の八王子市では、高齢者が楽しみながら運動の達成や食事の記録が自動的にデータ化され、脳トレゲームにより1か月の利用で認知機能が約30%も向上し、継続率も80%以上となっています。科学的根拠による高齢者支援を行い、医療費の削減にも寄与されると期待されております。

さらに、アプリの導入によって行政コストの削減、デジタル化による職員の負担軽減、何よりも高齢者が楽しみながら続けられることが大切で、それが健康維持につながるとされています。

そこで、お尋ねいたします。

町は高齢者の健康支援について、今後デジタル化も含めた方針と健康維持アプリを導入するお考えがあるのかご質問いたします。

○議長（伊豆 千夜子） 高橋議員の質問に対する答弁。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 健康寿命を延ばしていくために、町としましては、第2期明和町健康づくり計画に基づき、疾病の早期発見や治療にとどまらず、生活習慣の見直しなどを通じ、健康的な食生活、運動習慣を心がけ、いつまでも健康でいきいきと自分らしく生活できることを支援していくことが大

切だと考えております。

まず、健康づくりのための取組としましては、特定健康診査や各種がん検診、予防接種、健康ひろばなどの健康教育、健康相談を実施しております。

また、ロコモティブシンドローム予防のために、それぞれの年代に合わせた運動の普及の取組や気軽に運動できる場づくりを進め、いつまでも元気に活動できる体づくりを推進するために、おとな元気教室や筋力脳力あっぷ教室などを工夫、改善しながら実施していきます。

さらに、健康づくりポイント事業を継続し、各種健康づくり事業に参加、あるいはご自身で目標を立てて、健康づくりに取り組んでいただくことを推進していきます。

議員のおっしゃるアプリ等を活用した持続可能な健康支援の取組につきましては、八王子及びその他の先進地の事例や、三重県でも健康事業のデジタル化を推進していることから、費用対効果を検証し、導入について検討していきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○14番（高橋 浩司） すみません。課長、答弁の中でロコモティブシンドロームと言われましたか。私、勉強不足で初めて聞いたんですけれども、これフレイルとはまた違うんですかね。

○議長（伊豆 千夜子） 高橋議員の再質問に対する答弁。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） ロコモティブシンドロームとは、骨や関節、神経、筋肉などの運動機能衰えによって、立つ、歩くといった移動動作機能が低下した状態であります。

また、フレイルとは、加齢に伴い、運動能力や認知機能が低下しているが、適切な支援により生活機能の維持や向上が可能な状態であり、健常から要介護

に移行する途中の段階を指しております。

フレイル、ロコモはそれぞれ概念は違いますが、予防には食生活と運動習慣の見直しが必要というところでは一致しております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問よろしいですか。

高橋議員。

○14番（高橋 浩司） 分かったような分からんようなですけども、ロコモティブシンドロームというの、結局、歩いたり体を動かす機能の低下ということなんですかね。これも結果、フレイルの予防につながるという、同様に私、思ったりするんですけども。

歩く力が弱くなったり、次第に動くことがおっくうになって引き籠もってしまふ。そういった悪い連鎖を断ち切るために、今後も積極的に健康支援を行っていただきたいと思います。それはロコモティブシンドロームに対しても、フレイルにもつながることだと思いますので、よろしくお願いします。

ちょっと踏み込んだ質問になるんですけども、新型コロナの影響により外出自粛が長期化し、体を動かさない期間が長くなると、フレイルになる危険が高まると言われています。これ例えば高齢者が2週間寝たきりになったときと、加齢によって7年間で失う筋肉量は同じだと言われています。

こういったデータを踏まえ、国はコロナフレイルに対し注意喚起を行っていますが、町の予防と改善のための対策についてお尋ねいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問が終わりました。

答弁願います。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） コロナフレイルの対策につきましては、栄養、運動、社会参加の3つのポイントがあります。明和町では、健康ひろば、おとな元気教室、筋力脳力あっぷ教室、えんがわ教室をコロナ禍においても感染症対策を行いながら継続して開催しております。これらの事業を通して、フレイ



ルを予防するために取り組んでおる次第です。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○14番（高橋 浩司） 分かりました。コロナの中なかなかやりにくいと思うんですけども、課長おっしゃるとおり、栄養、健康、社会参加、この3つのポイントがフレイルの予防に有効やと思われま。

先ほども申し上げましたように、楽しくなければなかなかお年寄りも若い世代も続けられやんと思うんですわ。先ほど提案させてもらった楽しく続けられるアプリの導入も含めて、自宅でできる、家でできる筋肉量を落とさない運動の提案と、その周知を進めるよう要望いたします。

さて、近年、全国の地方自治体では、男性トイレにサンタリーボックス、いわゆる汚物入れの設置が進められております。このきっかけとなったのが、さいたま市が、高齢者が前立腺がんなど排尿障がいを持った方が尿もれパッドの捨て場に困っているとの声を受け、庁舎の男性トイレにサンタリーボックスを設置したところ、それが全国に広がっているようです。

三重県内では、伊勢市が庁舎での設置を完了していますし、この明和町でも7月から庁舎内の男性トイレに設置されたと認識しております。明和町の対応は県内でも早い対応をしてもらっていると思いますが、こういった外出時の負担や苦痛を軽減させることも、生活の質の維持向上につながると考えます。

今後、町は庁舎以外の施設に広げていく考えがあるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 高橋議員の質問に対する答弁。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 生活の質の維持向上を図る上で、外出するなどの社会的な活動において、生きがい、充実感を感じる方も多いと考えられます。そのため、外出時の負担や苦痛を少しでも軽減させることで、社会的な活

動ができる方が増えれば、生活の質の維持向上にもつながります。

男性トイレへのサンタリーボックスの設置につきましては、議員がおっしゃっていただいたとおり、庁舎内には既に5か所設置しております。また、庁舎以外の施設におきましても、保健福祉センター2か所、中央公民館1か所、総合体育館1か所、ふるさと会館2か所に設置しております。

今後、町関連の施設への設置を推進していきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○14番（高橋 浩司） ありがとうございます。

引き続き町の関連施設、徐々に増やしてもらっていると思うので、全ての町関連の施設の設置を進めるようお願いいたします。

それと、町の施設ももちろんなんですけれども、町内の例えば飲食店であったり、事業所さんにもサンタリーボックスの啓発と設置の推進をしていただきたいと思います。

今後も困っている当事者の声に耳を傾けた町の取組に期待し、次の質問に移ります。

続いて、3点目、高齢者の虐待についてご質問いたします。

介護の有無にかかわらず、自分の人生を自分で決め、その意思を尊重されること、つまり尊厳を持って過ごすことは誰もが望むことです。しかし、現実には高齢者が虐待を受け、社会問題化し、例えば施設の中で虐待を受けていても、家族に心配をかけたくないあまりつらくても我慢していたり、認知症の進行により虐待の確認が困難になっていることもあると聞きます。

国の調査で、介護施設の従事者による虐待は、平成28年度の通報や相談件数1,723件から令和2年度の2,097件と、5年間で約22%も増加しており、非常に深刻な社会問題となっております。そして、三重県が公表している市町の件数では、明和町では11件、同じ多気郡の多気町、大台町は2件、人口比率で換算

すると、明和町は2倍以上と突出しております。

高齢者虐待防止法では、市町村は虐待かどうか判別し難い事例であっても、高齢者の権利が侵害され、生命や健康、生活が損なわれる場合には、必要な支援と援助を行うとしています。

そこで、質問いたします。

明和町における高齢者への虐待の通報や相談件数、その内容と対応をお答えできる範囲で結構ですので教えてください。

また、施設における虐待防止の対策についても併せてお尋ねいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 高橋議員の質問に対する答弁。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 通報、届出の件数は、令和元年度はなし、令和2年度は2件、令和3年度はなしとなっております。令和2年度の2件の内訳としまして、1件は心理的虐待の疑い、1件はネグレクトの疑いでした。町が実施した高齢者虐待防止法による調査の結果、令和2年度の2件のうち、要介護施設従事者等による虐待と認定した件数はありませんでした。

施設、事業所への虐待防止については、地域包括支援センター主催の地域連携推進会議を毎月開催し、介護保険事業所が参加することで研修やネットワーク構築、情報交換等を実施し、事業所同士が相談しやすくなるよう連携を図っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○14番（高橋 浩司） 課長、答弁いただいた令和元年ゼロ、令和2年2件、令和3年ゼロ、3年間で2件。これ私の持つとる資料で、三重県が発表している令和2年度の高齢者虐待の状況調査では、先ほど申し上げたように、明和町11件となつとるんですけれども、何でこんなに数字が違うんですか。この数字の違いはどうなつとるか、課長、分かりますか。

○議長（伊豆 千夜子） 高橋議員の再質問に対する答弁。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 先ほど答弁しました通報・届出件数につきましては、要介護施設従事者等による高齢者虐待の件数になっております。県長寿介護課が発表した高齢者虐待件数は、施設以外も含んでおりますので、件数に相違があることとなっております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○14番（高橋 浩司） 施設従事者からの虐待はないということ、データとして上がっていないということですか。

県の発表している件数も間違いではないと思うんで、逆に施設従事者以外の方からの虐待がある。何とも釈然としないギャップのある悲しい数値なんですけれども、それが現実であれば、それと向き合った対応が今後必要かと思うんですけれども。

私が持つとるデータ、戻って施設の状況になるんですけれども、施設においては人材不足、それが慢性化しておって、ほかの業界からの転職者が多く、知識や経験が不十分な職員も多いと聞きます。

国の調査でも、施設内は閉鎖的な環境で表面化しにくく、実数に表れないことがあるというふうにしていますが、施設内での虐待の主な要因としましては、「教育・知識・技術不足のため」とした回答が48.7%と最も多くなっています。このため、施設職員への研修を充実させ、知識の向上や技術のスキルアップ、また、認知症の方の割合が高いことから、認知症への理解を高める研修を丁寧に行っていく必要があるとされています。

そこで、お尋ねいたします。

明和町内の施設での高齢者虐待を予防する町の取組についてご質問いたします。

○議長（伊豆 千夜子） 高橋議員の再質問に対する答弁。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 施設での虐待については、議員がおっしゃるとおり、知識や経験不足によるものが影響していることも考えられます。明和町では地域包括支援センターが中心となりまして、事業所対象の研修として、要介護施設従事者等のための虐待防止研修を行います。さらに、認知症に対する理解を高めるためにも、認知症についての研修を今年の8月に行っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○14番（高橋 浩司） ありがとうございます。

いずれにせよ、人生の後半、総仕上げの時期をそういった虐待でつらく苦しい生活を送るのは、本当に忍びないと感じます。福祉の原点は、全ての人が人生を尊厳を持って健やかに過ごすためにあるというふうに私は感じております。引き続き研修などを通じ、高齢者への虐待防止、認知症への理解、それらを深める取組を進めるよう要望いたします。

最後になりますが、松阪市は独り暮らしの高齢者を対象としたエンディングサポート相談窓口をこの9月1日、先週から開設し、高齢者本人にもしものことがあったときの手続に係る費用補助を県内で初めて設け、相談と支援を始めました。自分の亡き後のことを決めておくことで、心晴れやかに、穏やかに過ごすことができるとも言われています。

また、この支援により民生委員の負担が軽減されると聞きますが、そのほかに空き家の抑制や耕作放棄地対策としても有効ではないかと考えます。

明和町でも、ぜひ相談窓口の設置を検討するよう要望いたします。

繰り返しになりますが、高齢者が健康で心豊かに暮らせるまちづくりとは、誰もが住んでみたい、ずっと住み続けたいと思える魅力的なまちづくりにつな

がるものと感じておりますので、今後の町長のリーダーシップと職員の活躍に期待し、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で、高橋浩司議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） ご異議なしと認め、25分まで休憩といたします。

その間に消毒をお願いします。

（午前 10時 14分）

---

（午前 10時 25分）

○議長（伊豆 千夜子） それでは、休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 13番 樋口 文隆 議員

○議長（伊豆 千夜子） 2番通告者は、樋口文隆議員であります。

質問項目は、「町内の雨水・排水対策の在り方は」の1点であります。

樋口文隆議員、登壇願います。

（13番 樋口 文隆議員 登壇）

○13番（樋口 文隆） それでは、よろしく願いいたします。

議長より登壇のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、北海道、東北、北陸地方をはじめ各地で発生いたしました集中豪雨によりまして、多くの被害に見舞われました。亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、まだ行方不明の方がみえるということで、早期発見、また、被害に遭われました地域の一日も早い復旧をお祈り申し上げたいと思います。

現在も台風11号が影響がすごく懸念をされるところでございますが、被害が少ないように祈るところでございます。

では、質問に入ります。

気候変動に伴いまして、線状降水帯などが発生いたしまして、各地域で大雨による甚大な災害が発生しておるところでございます。当町におきましても、気象庁観測所のデータによりますと、観測地点は明和町にはないため、直近の小俣町の数字を参考にいたしました。先月、7月5日午後9時に1時間当たり39mm、7月26日午後23時に1時間に35mm、また、7月27日午前2時から3時にかけて42.5mmの降水、8月22日午前10時に1時間に47mm、9月1日午後5時から6時にかけて52mmの短時間におきまして降雨が記録をされております。

この短時間の大雨によりまして、斎宮幼稚園に隣接する住宅に通ずる道路が冠水をいたしまして、通行の妨げや宅地にまで浸水し、浄化槽の蓋が浮くなどの事例が発生いたしました。これまでにない、経験のないところで、住民の方からの連絡で、私、知りました。幸いにもそれ以上の大きな災害はなかったわけですが、災害なかったからということでよしではなく、やはり町民の皆さんは快適な住環境を望まれとるわけでございます。

今回質問させていただきますのは、地球温暖化の対策のカーボンニュートラルとか、地球環境上の問題や人口減少とかの問題ではなく、今現実に起こっておる問題について行うものでございます。

さっきの大雨の状況は過去の気象データから見ても波はありますが、年間の降雨量は2,200mmとなりまして、10年前と比較すると500mmぐらい増加しておる

ということで、それに特に短時間で集中的に降雨する傾向がございます。

令和3年に修正されました明和地域防災計画の中で、風水害対策編、ここにもあるわけですが、毎年これ見直しとるかな、ということで。

この中で風水害対策編、今後の水害対策、どのような計画になっておるのか、簡単に説明をお願いしたい。

また、大雨などによりまして、3河川のハザードマップ、及び農業ため池についてのため池ハザードマップというのが図式され、町民の方にも示されておるということでございますが、その辺の状況についても簡潔にご享受をください。

以上です。

○議長（伊豆 千夜子） 樋口文隆議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 樋口議員のほうから、地域防災計画の風水害等対策編の今後の水害対策等につきましてご質問いただきました。

地域防災計画につきましては、町民の生命、身体及び財産を災害から守るため、災害の予防、応急対策、復旧・復興の方法などにつきまして、町や防災関係機関、町民、事業所などが果たすべき責務や役割を定めています。そして、風水害などに対応するための「風水害等対策編」、地震災害に対応するための「震災対策編」、各編共通の「資料編」の3部構成となっております。

ご質問いただきました風水害等対策編の計画につきましては、全5章での構成となっております。第1章総則では、関係機関の防災体制の概要を、第2章災害予防計画では、平時から災害に備えて行うべき対策を、第3章災害応急対策計画では、災害発生後あるいは発生が予想される場合に取り組むべき対策を、第4章災害復旧計画では、被災施設等の復旧計画や被災者の生活の安定や経済活動の回復のための対策を、第5章事故等による災害対策では、重大事故等の対策や火災対策を明示しております。



この計画の中では、例えば洪水、浸水等の発生により人命の危険が予測される場合、避難指示及び緊急安全確保のほか、必要に応じて高齢者等避難を伝達し、避難行動要支援者をはじめとする適切な避難誘導を実施すること、また、河川等を巡視し、危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに災害対策本部や施設管理者に報告することなど、町や関係機関などが連携して実施すべき対策や業務を総合的に定めております。

なお、線状降水帯の影響による集中豪雨や突発的に発生するゲリラ豪雨など、昨今の異常気象への対応等をより明確に地域防災計画に位置づけていく必要があると感じており、今後において修正等を行っていきたいと考えています。

また、ハザードマップにつきましては、当町も流域となっています櫛田川、町内を流れる笹笛川、大堀川の3河川の洪水ハザードマップが既に作成されており、また祓川につきましても、先般、三重県からハザードエリアが示されましたので、今後周知していくことになっております。また、ため池ハザードマップにつきましては、町内8か所のため池について作成をしております。

ハザードマップや河川の対策、ため池の対策につきましては、それぞれ担当課から答弁をさせていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） 総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 失礼します。

ハザードマップにつきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、櫛田川、大堀川、笹笛川の3河川の洪水ハザードマップのほか、津波ハザードマップ、高潮ハザードマップなどがございます。

毎年、出水期前には、SNS、自治会回覧等で避難情報やハザードマップの再確認等の周知啓発を行っているとともに、中央公民館講座での防災講座等でハザードマップを用いた講習を行うなど、災害に備えた準備の一つとして、住まいのある地域の災害リスクや適切な避難経路などを事前に把握していただくために、ハザードマップの活用を推進しているところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 建設課からは、河川の対策についてお答えさせていただきます。

流域治水の考え方が現在の河川治水の基本となってきました。これは近年の、先ほど議員おっしゃられました激甚な水害や気象変動による水害の激甚化、頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して、流域全体で被害を軽減させる治水対策の考え方が流域治水対策でございます。現在、それぞれの河川別に、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させる対策、被害の軽減・早期復旧復興のための対策の3本の柱で、それぞれ対策を行っていくこととなっております。具体的には、明和町では、現在施工中の道路防災事業や、既に完了した明星幹線排水路の整備などがございます。

今後も流域治水の考えに基づき、明和町では道路防災事業を推進し、雨水災害を予測するため、河川への水位計設置、潮位計設置を考えており、三重県では河川の河道掘削、耐震化、施設の延命などを実施する予定でございます。まず、河川の維持管理に関しまして、浚渫、樹木の伐採等について適切に行っていただくよう三重県に要望しているところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 続きまして、産業振興課から、ため池についてご報告させていただきたいと思っております。

現在、明和町におきましては、上村池、長池、中村池、鞍迫間池、だんどく池、シング池、新池、斎宮調整池の8つのため池がございます。平成25年度に上村池、中村池、鞍迫間池、シング池、新池、平成30年度に長池、だんどく池、令和元年度には斎宮調整池について、堤防が崩壊した場合のハザードマップを作成しています。平成元年度には関係自治会さんに周知するとともに、現在も町のホームページで公開をさせていただいております。令和元年度には全てのため池の築堤の耐震診断、本年度は豪雨耐性、劣化状況調査を実施いたしまして、今後のため池の整備計画を立てる計画でございます。

現在、農業用ため池として使用されていないため池が3か所ほどございます。

そのうち鞍迫間池とだんどく池につきましては、現在、地元自治会さんと、ため池の廃止を含め今後の土地活用について協議をさせていただいておるところでございます。その他の池につきましても、管理者でございます宮川用水土地改良区、関係自治会と協議を進めているところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

樋口議員。

○13番（樋口 文隆） 丁寧な答弁をありがとうございます。詳しく答弁してもらいまして、ありがとうございます。それぞれの対策は恒久的に取っていただかなあかんということで、見直しも含めて検討されていくということで、理解をさせていただきます。

もうパネルには出とるんですけれども、平成29年の7月に国におきまして、「官民連携した浸水対策の手引き」というのが示されました。下水道法改正に伴いまして、公共下水道管理者である地方公共団体が浸水被害対策区域を指定しまして、官民連携による雨水貯留施設の整備促進を図ることができるようになりました。民間のメリットとして、国庫補助、それから税制優遇の支援、この前一部改正があったと思うんですけれども、説明があったと思うんですけれども、そういう支援があり、管理に関しても公共下水道管理者が行うことができるようになりました。また、官民連携による企業の社会的責任、CSR、地域貢献、地域防災活動の企業イメージの向上にもつながりまして、町長も所信でよく言われておりますが、住みよい我が町としての民間の支援、国と合わせてどんどん行っていくべきであるというふうには認識するところですが、このことについてお考えはどうか。お尋ねします。

○議長（伊豆 千夜子） 樋口議員の再質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） ご質問いただきました、民間による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度につきまして、近年の頻発する局地的な大雨等に対して、官民が連携して迅速で効率的な浸水対策を推進するため、平成27年7

月の下水道法改正により創設されました。この制度は樋口議員がおっしゃられましたとおり、公共下水道の排水区域のうち、都市機能が集積し、公共下水道のみでは浸水被害への対応が困難である地域を浸水被害対策区域として指定し、その中で民間事業者が行う一定規模以上の容量や適切な維持管理等の条件を満たした雨水貯留浸透施設を認定し、官民連携して浸水対策を実施するという制度でございます。

国土交通省の発表によりますと、浸水被害対策区域の全国初の指定第1号は、平成29年1月に横浜市の横浜駅周辺地区約30haが指定されました。この制度は都市機能が集積と要件が定められているため、明和町が浸水被害対策区域の要件を満たすのは難しいのではないかと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

樋口議員。

○13番（樋口 文隆） ありがとうございます。

これ、新世代の下水道支援事業ということで、個人住宅、小規模施設に対しまして地方公共団体が整備費用を補助する場合、国から地方公共団体に対して防災安全交付金によって支援されて、もう行われておりますけれども、国と県、公共下水道管理者が新たな雨水対策も進めていこうとしている中で、そういった支援を考えていただくのはどうかなということも含めて質問をしたんです。国、県が補助支援を行っていくということに対して、町が何とかそういう具体的な計画を立ててやろうということは必要ではないかなというふうに思っております。

雨水被害や防災の堤防の決壊など、想定外の状況が発生してくるわけですね。そのような被害の状況を把握するために、今、答弁をしていただいたような雨水洪水ハザードマップというのが作成をされまして、町民の方に示されておることです。そういった弱体化しておるような、本当に滞水をしておる地域のやっぱり状況というのを把握をして、その情報をやはり共有をして、そう

いったソフト部分での啓発、見える化ということを図っていく必要があるというふうに思います。

この今の制度の部分については、大変大規模な施設でもあり、今、課長が答弁されたように、明和町の規模では、まだなかなかそんな部分ではないかなというふうに思いますけれども、東北地方とか、北海道とかそういう線状降水帯、もう、いつこっちに来るかも分からない状況でございますので、後ほどまた質問させていただきましても、雨水排水計画というまた計画の中でのやはり整理整頓もしていかなあかんのかなというふうに思います。

それと、総務防災課長答えられた中で、地域防災懇談会というのがやられておるわけですね。避難所マニュアルが示されておりまして、斎宮小学校とか、みどりこども園、斎宮幼稚園、斎宮ふれあいプラザ等への避難所開設ということもその中にうたわれております。この水害の場合は、行政が避難所開設の要否を判断するというふうになっておったと思うんです。避難道路がこうやって滞水した場合とか、そういった場合は調査して、現場を踏査して、その時間があるかどうか分からないけれども、そういった避難経路を考えていかなければならないと思うんです。そういったときの、これはそのときそのときの本当に時間の緊急な場合ですので、その辺をどうやってやられるのかというのと、また、自主防災組織の育成を今図られておると思いますが、それぞれの地域の状況を熟知されている地域の方々、また組織の連携が、もう、これ課長も言われておるように重要なことだというふうに思います。そのケースにおいて、避難路の見直しもしていかなければならないと思いますが、いかがお考えですか。

○議長（伊豆 千夜子） 樋口議員の再質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） まず、災害時の情報の収集でございますけれども、災害が予想されるときには、事前に气象台と連携を取りまして、Zoom会議によって、いつぐらいの時間帯にひどくなってくるのかとか見込みが、情報が提供されます。それを見込んで総務防災課としましても対策を取るところでございます。事前に非常に降雨が激しくなるような時間帯に備えて、消防団を巡

視させたり、状況の把握に努めさせていっていただきたいと思います。その中で、危険なところについては、SNSや防災無線などを使って情報発信をして、危険を周知させていただきたいと思います。

また、避難路につきましては、まずは、それぞれがいざ発災したときにどのようなコースで避難をすべきかという自助の部分もしていただくような啓発も必要であるかと考えておりますので、そのあたりを推進をしていきたいと考えております。

当然、自主防災組織の協力があつての対応となつてまいりますので、その辺の組織の強化というのも図っていききたいと思いますし、また自主防災組織ができていない地域もございますので、そのあたりの強化育成についても図ってまいります。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

樋口議員。

○13番（樋口 文隆） ありがとうございます。

この令和2年の7月に、国の社会資本整備審議会というのが「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方」について答申を出されております。この中に、これまでの災害対策は、過去に発生した災害の経験を踏まえて講じられてきましたが、気候変動によってこれまでに経験したことがない事象が発生し、また社会や科学技術も時代とともに大きく変化することと考えると、これからは時代とともに様々な変容と遂げることを前提に、水災害対策は気候変動などの将来のリスク予測に基づくものと転換させていかなければなりません。施設の能力には限界があります。施設では防ぎ切れない大洪水が必ず発生するものへと常に意識改革をしまして、社会全体で洪水に備える水防災意識社会、これを再構築をする対策をしていかなければならないと、このように答申をされておるわけで、課長答えられたように、そういったことも含め、るる見直しをしながら、町民の安全・安心というものに寄与していただきたいというふうに要望いたし

ます。

次に、宅地開発と雨水排水計画のこの考え方なんです。さきの滞水箇所において、付近には住宅開発がかなり進んでおります。明和町開発指導要綱並びに三重県開発技術マニュアルに基づいた明和町開発技術基準、これには良好な住環境の形成並びに現有する地域住民に対する配慮や基準が定められています。町長も答弁されたことです。この中で、宅地開発から生じた排水対策等はどのような指導となっておるかお尋ねをいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 樋口議員の質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） ご質問いただきました開発に伴う排水につきましては、三重県開発技術マニュアルに基づきまして、明和町開発技術基準を満たす流量計算書を開発事業者から提出いただいております。

この開発区域内の排水流量の計算、確認につきましては当まちづくり戦略課で、その他、その計算結果に基づき、開発区域内から一時放流先への流量計算は施設管理者が確認して、これをもって排水協議としておる状況でございます。流量計算の結果、開発区域の流量が放流先の施設の能力を上回る場合には、既設の排水施設の改修もしくは一時貯留施設を整備するかを事業者が選択することとしております。

それぞれの指導につきましては、既設排水施設の改修は施設管理者が行い、一時貯留施設につきましては三重県が指導を行います。また、地域住民の皆さんへの配慮につきましては、加入予定自治会、あるいは周辺自治会に開発内容についての協議をすることを、まちづくり戦略課から開発事業者に指導をしている状況でございます。

なお、開発における流量計算以外の排水対策等の指導につきましては、流末の施設管理者である、例えば道路側溝であれば建設課、農業用排水路であれば明和土地改良区に意見照会をしておる状況でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

樋口議員。

○13番（樋口 文隆） 今の一例を取り上げて、今の齋宮幼稚園の付近も、こども園の建設ももう始まって、基礎を今やっておるんですけども、そういうところの開発状況を見させていただくと、かなりあれ山林やったんですけども、もう山林が皆伐採されて、大きく開発地が要するに見えるわけですけども、結局、開発には事前協議をやるわけですね。事前協議の中でいわゆる各課の申されることはあるんですけども、私、気づいたのは、あそこは周知の埋蔵文化財があって、それで発掘調査をやっているんですよ。発掘調査をやるのはよろしいんですけども、ちょうど見とると、堀ったところを、道べりをずっと掘っていたんですけども、いわゆる日にちがたってしまっ、盛り土はしとるんですけども、結局、堀ったものですから土が下がると。土が下がっていて、上のほうが高くて、こっち、水のほう、道のほうが低くなっていて、ちょうど堀ったところが川みたいになっているんですね。川の働きをして、勾配がこっちへ民家のほうへ、道路のほうへ、齋宮幼稚園のほうへ来とるもので、もうそこから怒涛のごとく流れていくと、この状況なんです。だもので、いろんなその指導はされとるんやろうけれども、その事後のことね。事後の今課長言われたような指導というんですかね、それはやられとることだとは思うんですけども、またそれはやっぱり連携をしながらいろんなことをしていかなあかんというのと、先ほど答弁された雨水流出抑制に関して、この流末の整備状況や開発面積に応じた調整池なり貯留施設や、浸透施設もあるか分からん、こういった雨水流出抑制の義務づけというんかな、これはどこまで言えるんですかね。ちょっとその辺だけ簡単をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 樋口議員の再質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） まず、開発の行為に関しましては、あくまで開発区域内の面積あるいは計数を掛けて、排水面積等に応じまして、流量計算で排水の流量を計算します。その流量が一時放流先で受けられるかどうかというところが開発の分の。以降、当然、先ほど申しましたように流末の関係



もございますので、協議はするんですが、開発の案件としてはその一時放流先で受けて、その後まで行けるかどうかだけで判断をしておる状況でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

樋口議員。

○13番（樋口 文隆） 分かりました。

パネルのほうにちょっと書いております。ありがとうございます。

貯留というこの考え方、雨水を貯留するという考え方は、県外では岡山市では、市、市民、事業者が一体となって浸水対策に取り組んでおって、市民の安全・安心な暮らしができることを目的に、平成29年3月に岡山市浸水対策推進に関する条例ということで条例化を図っております。これによりまして、条例及び施行規則の中で、平成30年4月1日以降に工事を着手する3,000㎡以上の開発行為について、雨水排水計画の市と協議が義務化をされております。該当する事業を実施される方は雨水流出抑制対策の実施が必要となっていて、開発や建設に係る申請の前に、市と雨水排水計画について協議が行われることとなります。ご家庭に一時貯留をするための雨水貯留タンクの設置ということで、これについては補助金も受けられるということで、今、パネルで出ておる、ちょっと漫画絵ですけれども、単純なので分かりやすいかなと思ってあれなんですけれども、こういった家が受けられる、家庭が受けられる雨水をそこへためて、利用も何かできるということで、そういうことです。

そういった、調べたら三重県内でも津市で何かあるということで、ちょっと詳しく調べていなかったんですけども、雨水貯留タンク設置補助金交付要綱というのがあるんですね。津市でもやられている。これは、そやけれども、どこでもというわけじゃなくて、雨水排水区域計画の地内指定みたいなのをせなあかんのかな。浸水被害対策区域というのか、そういうのを指定されてやっておられるということですね。

これは一つの例ですので、その辺の町がどうするか、今後そういったことの大きな意味では、今、上下水道課長答えられたように、なかなかその地下のタンクまでということにはまだまだ計画上ならんけれども、この辺の予定はどうかかなということでお尋ねをさせていただきます。どうですか。

○議長（伊豆 千夜子） 樋口議員の再質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） ご質問いただきました雨水貯留タンクの設置に關しましては、公共下水道の雨水事業計画区域内になりますが、新世代下水道支援事業という補助事業がございます。この事業は、個人で設置をしていただく小規模な雨水貯留タンク設置、浄化槽雨水貯留施設転用に対して助成をするという制度になりますので、明和町といたしましても、補助要件にも該当する可能性もあり、今後、明和町の雨水計画を策定する中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問。

樋口議員。

○13番（樋口 文隆） 課長、答弁ありがとう。本当に、今後、多分これもっともって雨水は多くなると思います。ですから、あとは町長とは相談してもらわなあかんけれども、そういった形でやれるような前向きな回答でしたので、ちょっと安心しました。

それで、またもう一つ大きな話になってくるんですけども、明和町全体の雨水排水計画に関連するわけでございます。これは前にも質問させてもらったときあったんですけども、雨水排水計画を明和町の南と北に分けて、以前にそういった計画があったと思うんです。そういった部分での計画というのが今どういうふうになったのかなと思うわけで、これは前の臨時議会やったかな、何かで副町長さんにもちょっとお尋ねさせてもらったら、今、何か取り組まれていくよということは聞かせていただいたんですけども、今後の進行の方法はどうなっていくのかなということ、これについても、以前問題になってお

るというのか、近鉄線へ横断する側溝の縦断不足とか、そういうのがネックになって、なかなか排水が幹線排水のほうへ行かないとか、そういう何か大きな課題みたいなのがあったと思うんですけども、今後そこら辺の課題もやっばり進めていかなあかんと思うんですね。どういうふうになっていくかということなんです。その辺が今の段階で分かれば、併せてお願いをしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 樋口議員の再質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 議員ご指摘の雨水排水計画につきましては、平成10年度に公共下水道整備を行う際に、また平成13年度に農業集落排水区域について策定をしております。この計画は、公共下水道の埋設位置等を計画するために作成された計画でありまして、これを基に雨水整備を行っていく計画ではないという状況でございました。また、この計画は約25年前に策定された計画でありまして、当時と状況等も変わっております。区域や詳細について見直しが必要であると考えております。

冒頭でもありましたとおり、台風や一時的に大量の降雨が生じた場合に、既存の排水施設等では雨水を処理できない状況の懸念や、あるいは排水施設等から河川への雨水を排除できないことによる浸水被害も懸念されておるところでございます。しかし、町全域の雨水排水計画の策定や事業化につきましては、莫大な費用がかかる見込みであり、雨水排水事業を合理的かつ効果的に実施いたしまして、町民の皆さんの安全・安心を守るため、既存の施設等も最大限に活用した検討も必要となっております。

それらを踏まえ、現在、庁内部で議論を進めておりまして、あるいはこの計画をどのような体制で計画を策定していくのか、あるいはどのような規模でどのように進めていくのかなど、現在、引き続き検討中でございますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

樋口議員。

○13番（樋口 文隆）　そうですね。今後の計画ということで考えられとるし、今、庁舎内でもそういったことをやられるということやとは思いうんですけれども、これ、実際、流れないから、ため池を作って、生活排水のため池というのが各所あるわけですね。これが非常に衛生面で悪い。当然、清掃やそんなものは自治会で分担してやりながらやっています。側溝やそんなのも掃除して、出合いでやっています。この間も自治会交付金の中でアダプトプログラムをやって、そういった清掃活動やとかいうことも、ちょっと今は流れてしまって、また再検討ということにはなっておるんですけれども、そうやって地域の方々はそういった努力をされとるし、何とか環境面でもよくしようということで取り組まれております。ですので、それがかなわないと、いつまでたってもこのため池みたいなのがなくならないと。さっき言うた農業用水とか、そんなのは多目的で使われるということでもいいんやけれども、生活排水だけの、また雨水も含めての、やはりそういったものを解消していかないかんと違うかなというふうに私は思っておるところでございますので、何とかひとつその計画を受けるようにお願いしたいと思います。

るる質問をしましたけれども、大きな計画になってくると、長期にかかる対策でもございます、すぐ対応できないということであると思います。しかしながら、大雨災害というのは、いつこれ発生するか分かりません。もう気圧配置の関係で明和町の上空に線状降水帯が来るかも分からない、そういうやっぱり危機感を持ちながら。

この集中豪雨を引き起こす原因として、冒頭申し上げとる線状降水帯ということに対して、気象庁が今年6月から、この線状降水帯の予想を開始をいたしました。発生するおそれのある場合は、半日から6時間ぐらい前に予測を発表すると、予報というわけですね。それと、そういう予測、予知ということに対して、明和町も防災無線やそんなのあるやろうし、今後のことですから、何かの周知を町民の方にされると一番いいんだけれども、そういったこととか、また大雨による災害対策、施策の一つである、さきにも総務産業常任委員会協議会や全

協でも報告はあったと思うんですけども、祓川とか笹笛川、大堀川、3河川に係ります雨水災害危機予測計画か、これ素案ですよ、まだ、素案が示されております。所要のところにカメラを設置して、実際の状況と、それらをホームページかな、ホームページもまだまだ先の話だけれども載せていくと、要するに住民の方、町民の方に知らしめるということですね、公開していくということも説明されたわけですね。その中でも、やはり冠水する道路の状況とか、そういうことも議員のほうからも要望されたところがあると思うんですけども、これはそういった意識でやられとることですので、素案の段階ですので、まだまだこれからのことやと思うんですけども、そういったことでこの住民の方に早く知らしめていくということは、大いにやっぱりやっていただかなあかんと思いますので、本当に早くそれをやっていただきたいなということで要望をさせていただきます。

そういった注意喚起を行いながら、災害を未然に防ぐと、防ぐ、また軽くする手法を見いだしていかなければなりません。不測の事態とか未曾有とよく表現されるわけですが、今後、気候変動に伴いまして、これらの予測、対策をしっかりと行っていただき、雨水排水対策は一丁目の一番地の課題であるということだと思いますし、これにとって行政の主体性を認識をしていただいて、新しい雨水排水計画の策定に当たってしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

これ、所管課をやっぱりしっかりと決めていただかなあかんのと違うかなというふうに私は思うんです。この前も6月議会やったかなんかで質問したときには、プロジェクト、副町長、組んでいないというような、組まないというようなことで聞かせてもらったんです。こういう大きなやっぱり事業というのは、所管課を決めて、プロジェクトも組んで取り組んでいかないとなかなか進んでいかないんじゃないかなというふうに私は思うわけです。そういったことで、またやっぱりそういったことを含めてやっとりということで、住民が安心して暮らせる住みよい安心・安全なまちということで、しっかりと行政のほうがかじを取っていただきたいなというふうに思いますので、要望をして終わりたいと

思います。

なお、現場に急行していただいて、すぐに対応していただいとということについては、住民の方、町民の方、感謝しておることです。できるだけ応急措置をして、またこれ雨降ってあんな状況になったらというのはちょっと本当にいただけないなというふうに思いますので。それと、そこだけじゃなくて、明和町にそんな箇所たくさん見受けられる。ですから、もう大変仕事は増えるか分からんけれども、やはり現場踏査して、しっかりした予防というんかを行っていただきたいなというふうにこれはもう要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で樋口文隆議員の一般質問を終わります。

質問者が交代いたしますので、質問席の消毒を行います。しばらくお待ちください。

---

## 12番 中井 啓悟 議員

○議長（伊豆 千夜子） 3番通告者は、中井啓悟議員であります。

質問項目は、「子育て環境のさらなる充実を求める」、「手話言語条例の制定を求める」の2点であります。

中井啓悟議員、登壇願います。

（12番 中井 啓悟議員 登壇）

○12番（中井 啓悟） おはようございます。

議長より登壇の許可を得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

初めに、ひきこもり、不登校、いじめについて、特に不登校といじめの部分を中心に聞かせていただきます。次に、小児科誘致の取組、進捗を、最後に、手話言語条例の制定を求める質問をさせていただきますのでよろしくお願

たします。

では、最初のひきこもりと不登校、いじめについて質問させていただきます。

ひきこもり、不登校の要因は、主に不安や情緒不安定や精神的なもの、人間関係の悪化、失敗、いじめなど様々であり、一見同じように感じるひきこもりと不登校ですが、その違いは義務教育期間と高校生まだが不登校、年齢に無関係なのがひきこもりであるというのが広範な定義となっております。そのつながりから不登校があり、それが高じてひきこもりに移行していくことがあるため、早期の取組が必要だと考えます。

町内幼保・小中における不登校の実態、併せてひきこもりの状況について、把握している範囲で結構ですのでお聞かせください。また、その一因でもあるいじめの実態についてもお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井啓悟議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

教育長。

○教育長（下村 良次） 中井議員からの最初の質問、子どもたちの子育て環境の充実を求めるの中で、幾つか質問をいただきました。そんな中で、町内のひきこもり、不登校、いじめの状況と実態についての質問をいただきました。就学前につきましては、不登校の概念がないと思われまますので、ここではとりわけ小中学校における不登校に関する状況と、町内における実態について報告します。

不登校とは、それは文科省の定義から申し上げますと、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因やその背景により、登校しない、あるいはしたくでもできない状況にあるために30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による欠席を除いた数ということになっています。学校からの報告の人数につきましては、この考え方で報告となっております。

その不登校の要因につきましては、1つ、学校生活に起因するもの、考えられることとして、学年が上がるにつれ、やはり授業が分からない、そしてまた

学校行事や部活動が、そういう場が苦手である、それから教職員への不満、そしていじめ等、やっぱり人間関係の悩みから起きているところが一つあるかと思えます。

2つ目には、やはり子どもたちのせいにするわけではございませんけれども、本人の問題に起因するものもあるのではないかと考えています。それは自分の容姿や身体的なことに対する劣等感、そしてまた怠惰な生活、今、ゲーム依存等々によって昼夜逆転現象が行っております。そのように、子どもたちが持つものの中で起きていることも一つあるのかと考えられます。

3つ目、社会的、家庭的な要因が起因するもの。それは格差から来るやっぱり貧困、そしてまた虐待、教育放棄であるネグレクト、そしてまた今話題にもなってきておりますけれどもヤングケアラーの問題、そして家庭環境、家庭の不和、そして親子関係のうまくいっていないという部分も背景として考えられるのではないかなと思っているところです。こうした様々な要因がやっぱり幾重にも重なっているケースが多いと思えます。

不登校については、ここ10年、全国的にも右肩上がりが増加し続けております。明和町におきましても同様の状況が見られまして、令和2年から8年連続で増加しております。そして、その増加幅も大きくなっております。また、小学校1年生から中学校3年生と学年が上がるほど人数が多くなっていることが分かります。

そこで、町内小中学校の不登校の状況でございますが、先ほど申し上げたとおり、30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由によるものを除いた数と捉えてください。そんな中で、令和2年度は小学校で11名、中学校で25名、令和3年度は小学校で11名、中学校で31名でした。ただし、不登校傾向の子どもたち、それは30日未満の欠席であっても、休みがちな児童生徒については、見落としすることなく、しっかりと手を差し伸べたケアを敷いてもらっておるものと思っております。

なお、議員のほうも申されましたが、ひきこもりにつきましては、中学校、



高校卒業後、やっぱり不登校であった子どもたちの約3割がひきこもりになっていくということで、情報提供させていただきたいなと思います。そんなことから、今後は中学校卒業後、高校卒業後も、しっかりと町の教育と、そして福祉の分野両方から見守っていく体制づくりが必要であると考えております。

続きまして、不登校の要因の一つでもございます、いじめの事象に特化しての状況と、町内小中学校の現状についてお答えします。

いじめは今や学校だけの問題ではなく、今は特にまたハラスメントも含め、社会的な大きな問題となっております。全国的な小中学校におきますいじめの件数でございますが、平成23年から令和2年までの10年間、約7倍にもなりました。ここには数字のからくりも少しございまして、平成23年以前は学校からの報告も、いじめゼロの報告も一定数ありました。いじめゼロ報告なんてないだろうと、いじめゼロ自体があり得ないんやというふうな認識の下、文科省は、いじめは決して許されるものではないが、どの学校でも起こる、どの子どもにも起こり得る問題であるという認識を持ちました。そのため、先ほどの件数が大きく増えたと思われまます。

こうしていじめの認識を新たにし、文部科学省は平成25年、いじめ防止対策推進法を策定しました。その中で、教育委員会、学校の役割が示されたところです。地方公共団体、私たち教育委員会の役割、それは管理下の学校の状況把握と徹底指導です。そして、いじめについて全ての教職員の意識改革、いじめ防止対策推進法の教職員への浸透の役割も私たちは担っております。重大事態が発生したときには、様々な関係機関との連携を取っていくなどの役割が求められているところです。

そして、学校の役割、子どもたちを目の前にしている学校の役割です。校内全ての教室、クラスの状況把握と、いじめの早期発見と、それから対応のマネジメント、これの強化、そしていじめの把握や情報収集、関連しますが、それをしっかりとやる。そして、指導や支援。事象に即座に対応できる組織の設置等の役割がございます。いじめの早期発見、早期対応ができる体制づくりに力

を入れるよう示しております。

そこで、町内の現状の報告となります。令和2年度が小学校18件、中学校は4件、令和3年度は、小学校21件、中学校5件となっております。

こうして上がってきているケースはこれだけかといいますと、そうではなく、いじめについてはSNSなどによる誹謗中傷も含め、周囲に分からない状況の中で行われる場合があります。また、周りの者が分かっているが、その情報が入っていないことがあったりするため、数字に表れないケースもあると考えます。

明和町では、平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法に基づき、明和町いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止に取り組んでおります。各学校においても、同法及び町の基本計画に基づき、いじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止や児童生徒がいじめを訴えやすい体制の整備、いじめを発見したときの組織的な対応、それも即座な対応、見守り体制を取り、教育委員会や関係機関と連携して取り組んで、適正に取り組むこととしております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 不登校、いじめは年々増加して、中には把握できていないケースもあるとのことですが、それらを踏まえ、当時者の心身状態に細心の注意を払いながら、学校、先生、行政が早期に認識する仕組みや体制づくりが必要であると考えます。特に初動対応が大切で、いじめにおいては、学校が認めず隠蔽してきた最たる悲しい事件が、2021年の北海道旭川市女子中学生の事件です。このように認めない、気づかない、対応しないでは、不登校やいじめは深刻化、長期化していきます。これらを踏まえ、国の定めた定義の数字ではなく、本当の意味での実態把握に取り組んでいるのかをお聞きいたします。

また、少し先ほど答弁でいただいておりますけれども、その前兆の傾向を捉え、早めの対策を講じられているのか。未然防止に向けた取組はされている

のかも併せてお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 先ほどの質問ですが、不登校件数につきましては、先ほど教育長が申されましたように、30日以上欠席している人数で報告をしておりますが、学校では30日未満の休みがちな児童生徒についてもケースに合わせて対応をしております。学校には来られるものの、教室には入りづらいという子もあり、中学校では相談室に生活相談員を配置しまして、別室登校の部屋を設置しております。現在、2名の生徒が別室登校しております。

また、小学校では、教室に入りづらい場合に、一定期間、校長室や保健室登校なども行いながら、不登校にならないよう、児童の状況に合わせて対応を行っております。

不登校傾向にある児童生徒に対する支援として、学級担任及び関係する教職員により、対象の児童生徒及びその保護者との面談を行ったり、対象児童生徒宅を家庭訪問したりしております。

それから、いじめにつきましては、先ほど教育長が答弁されたいじめ防止基本方針、それから各学校のいじめ防止基本方針に基づき取組をしております。いじめの未然防止の取組としまして、道徳の授業や教育活動全体を通しまして、いじめは絶対に許されないということの指導、それから児童生徒がいじめを訴えやすい体制、それを整え、いじめの早期発見に努めております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） いただいた答弁で、不登校では一定の早期対応をいただいているものと理解いたしましたが、やはり数字として増えているので、これまでとは違った対策も必要かと思えます。

また、いじめについては、基本方針に沿った対応と防止に努めているとのことですが、残念ながらこちらも増えており、これまでの基本方針では効果が薄

いと言わざるを得ないので、早急な見直しをお願いいたします。

また、いじめについては基本方針の中に、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、道徳教育、人権教育や体験活動等の充実を図るところがあります。これを踏まえ、このような教育を通していじめの未然防止を図るという観点でお聞きいたします。

以前にも同じことを言わせていただいたと思いますが、防災無線で放送しています、啓発ステッカーを新しくして公用車に貼りました、回覧板でお知らせしていますというのは、行政の一方的な自己満足で、効果がないとまでは言いませんが、町民の皆様には届きづらいのではと考えます。

学校授業の道徳教育、人権教育以外で、誹謗中傷を抑制するという目的も含めて、子どもたちを対象とした人権啓発活動はされているのか。また、これまでの活動で、特にいじめや誹謗中傷において効果があったと感じられる部分はあったのかお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の再質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） ただいまの生活環境課の人権係におきましては、子どもたちを直接の対象として人権啓発活動は行っておりませんが、しかし、学校での人権教育におきます学びの成果としまして、町は人権を守る会と連携して、毎年文化祭や人権週間において人権ポスターの掲示を行っております。また、毎年開催をしております11月の連続人権講座では、今年度は、その講座のテーマの一つとしまして「発達障がい」を設け、子どもから大人までの発達障がいに理解を深めるための内容となっております。様々ないじめの種類があるかとは思われますけれども、いじめを解消していくためのその一助となればと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 文化祭等で啓発をしていただいとるということで、一定

のことはされているものと理解させていただきましたが、子どもたちの道徳教育と人権教育等の関係性は大きく、学校、先生、教育課、こども課、それから生活環境課、健康あゆみ課も含めて関係組織をわたってしっかりと連携を取って、全体的な課題として子どもたちへ発信していかないと、いじめ問題などは減少していかないと思います。行政特有の縦割りではなく、広域的に協力、また情報の共有、連携をしていただくことを求めさせていただきます、次の質問をさせていただきます。

ひきこもり、不登校、いじめに限らず、一定期間心のケアが必要だと考えます。把握した事案の追跡調査及びケアはされているのかお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 把握した事案の追跡調査及びケアというご質問ですが、不登校の児童生徒につきましては、町のスクールソーシャルワーカーが家庭訪問と並行しまして、小中学校、高校、場合によっては幼保こども園も訪問して、協議やケース会議、連絡調整を行ったり、児童生徒や保護者との面談を行ったりしております。

一方で、この町のスクールソーシャルワーカーがスクールカウンセラー、それから県のスクールソーシャルワーカー、また健康あゆみ課、社会福祉協議会、松阪教育支援センター、明和町子ども発達支援ネットワーク、それから町内の小中学校生徒指導部会とも協議等を行いまして、様々な教育関係者と連携を図りながら対応をしております。

また、不登校で学業の遅れを少しでも取り戻せるように、可能な範囲でプリントを渡したり、別室登校の部屋でタブレットを使ったりしております。

いじめにつきましては、いじめを発見し、いじめている児童生徒への指導等の対処をしても、それで全てが解決するというものではないというふうに考えております。ですので、継続して状況を観察し、引き続き児童生徒がいじめを訴えやすい体制の整備、いじめを発見したときの組織的な対応、また学校、家庭、教育委員会や関係機関、地域が連携し、社会全体で児童生徒を見守ってい

くことが必要と考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 今、いじめについてですけれども、当然被害者はもちろんなんですけれども、いじめ加害者への対応は、その保護者や家族も含めていじめの事実をしっかりと認識していただき、継続的な指導とケア、経過観察をお願いいたします。

また、不登校を主とした子どもたちの居場所づくりの一つとして、松阪鈴の森がありますが、保護者から利用しにくい、通いにくいという声があります。

教育長にお伺いいたします。教育長は以前より本当に熱心に取り組んでおられることは承知させていただいておりますが、改めて今後、これへの手だては何か考えられているのかお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 松阪の教育支援センターにつきましては、これまでもお話も、それからお伝えもさせてもらってきておりますけれども、松阪地域の小中学校に在籍する不登校児童生徒に対して、個々に配慮した指導、そしてまた学習指導等の取組を行っている施設で、松阪市、明和町、多気町で運営しております。施設としては、松阪市内にある鈴の森教室、三雲やまゆり教室を開設しており、令和3年度は明和町からも1名が通っております。令和4年度現在は、体験通室が2名おりますけれども、正式な通室はゼロとなっております。

毎年、十数件の相談や数件の体験通室はありますが、やはり通うとなりますと、本人のエネルギー、そしてまた送迎する保護者の負担も大きくなり、難しいこともありまして、入所はしたものの、途中で中断してしまうケースもございます。そんな中、以前もお話をさせてもらってきておりましたけれども、私としては、やっぱり普通に登校できる子どもたちも明和町の大切な子どもで

ございます。あわせて、やっぱり不登校も含めた生きづらさを感じている子どもたちも一定数おるということを考えますと、その子どもたちも明和町の大事な子どもでございます。それを考えていくと、そうした子どもたちに手を差し伸べていく施設の設置については、私自身、かねてから非常に必要性を感じております。できれば明和町内、もしくは比較的近距離の場所への教育支援センター、もし非常に不可能なのであれば、それに代わる施設、居場所の設置は、その必要性、先ほども申し上げたとおり強く感じております。

三重県に対しましても、やはり私どもが考えている具体的な展望を持ちながら、児童生徒が通室しやすい運営方法をも提案もしながら、県への要望活動は今後も積極的に加速して進めてまいりたいなと思っておるところでございます。

そんな中、議員の皆さんも一部施設のほうも見学をしていただいたり、強く関心を寄せていただいておりますことに、私としては本当に感謝申し上げたいと、本当にありがたいことだと思っております。そして、本日の中井議員の質問も、こうした弱い立場の人たちに対する見守りという、そのあたりをしっかりとやれよというメッセージなのかなと思っておりますので、その言葉も含めて大変うれしく思っております。引き続き、やはり設置に向けて尽力していきます。そのことを約束して、支援ほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

この後、小学校や幼保施設のやっぱり跡地も含めて適切な場所を考えながら、不登校児童生徒や学校へ行きづらい子どもたちの居場所づくりを進めていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） まさにお願しようとしていた部分で前向きなお答えをいただいたかと思っております。やはり町内にそのような居場所というのがあるのが望ましいですが、新たな箱物となると、費用面を含め相当な労力が必要になってきますが、ぜひ県や関係機関への積極的な働きかけをお願いいたします。

加えて、教育長と同じように、小学校統合後の旧小学校や幼保施設が利活用できるのではと考えますので、そちらも含めて具体的な形に進んでいくよう検討のほどお願いいたしまして、次の質問をさせていただきます。

不登校、いじめの当事者はもちろんですが、その保護者や家族などが学校や行政に知られず気軽に相談でき、かつ学校や自治体はその運営に関わっていないNPO法人や民間などを含めた第三者機関の相談窓口が必要だと考えます。このような相談窓口の選択肢を増やす取組を求めますが、お考えをお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 不登校やいじめの相談につきましては、やはり、まず学校や行政において児童生徒や保護者が相談しやすい環境をつくる必要がありますが、おっしゃられるように、学校や身近な行政に知られずに相談をしたい場合もあるかと思えます。三重県教育委員会がホームページ等で、行政機関やNPO法人等も含めまして、ケースに合わせた相談窓口の情報を流しております。子ども専用窓口として、子どもSNS相談、チャイルドラインMIEなどや、教育・家庭相談、いじめ電話相談、みえ不登校支援ネットワーク、24時間子どもSOSダイヤルなど、電話やSNSでの相談もありますし、面談が可能な機関もございます。これらは児童生徒本人や保護者の意向により、学校や町の教育委員会に知られることなく相談することが可能です。また、先ほど不登校に関する相談につきましては、先ほど教育長のほうが答弁されました松阪教育支援センターでも受けることができます。明和町としても、このような情報をホームページやSNS等で発信していくように取り組んでいきたいと思えます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 今の不登校、いじめにかかわらず、多くの相談窓口があ



ればいいのだと考えますが、役場内にも健康あゆみ課のまるごと相談支援系の窓口があり、また人権センターなど、子どもたちにその存在をアピールしていただき、相談があった場合には、先ほどもお願いしたように、所管課をわたっての連携をしていただくことをお願いいたします。

また、相談窓口だけではなく、いじめを報告できるサイトがあるのはご存じでしょうか。すみません、ちょっとモニターの期日に間に合わなかったので、ちょっとこういうもので申し訳ないですが、これでよろしいですかね。この一般社団法人いじめ報告ネットワークという団体が運営している「うきわネットワーク」というサイトでは、いじめを受けている人への相談窓口の紹介や、目撃した人からの報告、投稿された学校名まで上がっております。こんな感じですね。これは地域別、それから県別、それでここから進んでいくと個々の学校名などが出ております。

このほかにもこのような第三者団体はたくさんあり、中にはランキング形式で掲載されているサイトまであります。これらは当事者に限らず、誰もが利用しやすいものだと感じますが、学校や先生、行政にとってこのようなサイトをどのように受け止めるのか。私からのお願いとして、このようなネットサイトなどを有効的に利活用していただくことをお願いいたします。

それでは、小児科誘致の取組についてお伺いいたします。

平成31年3月議会でも小児科誘致の質問をさせていただきましたが、当時の回答では、松阪市や伊勢市の休日応急診療所の利用や、軽傷の場合は24時間365日案内している三重県救急医療情報センターのコールセンターや医療ネットみえを利用していただくように周知している、さらに、みえ子ども医療ダイヤルにおいて、医療関係の専門相談員が、急な子どもの病気と夜間の電話相談に応じているとのことでした。当時もしかり、質問の趣旨として聞かせていただいているのは、夜間や休日を中心とした対応ではなく、日常的にすぐ診療できる小児科医療体制を取っていただくため、小児科医院の誘致をお願いするものでございます。

この意味を踏まえ、その後の取組はどのように進められているのかお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の質問は終わりました。

質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 小児科誘致につきましては、平成31年3月の定例会で、当町に小児科を誘致するには多くの課題があると考えられるため、地区医師会や三重県、三重大学などに働きかけながら進めていきたいと答弁させていただきました。

その年の夏頃には、三重大学大学院医学系研究科を訪問し、小児科の平山教授に明和町の現状をお伝えし、小児科誘致に関する協力をお願いいたしました。その際、教授からは、小児科を専門とする医師の不足など厳しい現状があるとお話でしたが、誘致に関してできるだけの助言や協力をしていくとお話をいただきました。

また、地域への医師の定着には地元出身医師の育成が大変有益であるとの思いから、令和2年2月に、三重県市町村振興協会の事業を活用し、三重大学医学部に在学する明和町出身の医学生とその出身自治体である明和町、そして地域医療に貢献していただいています済生会明和病院、松島院長と交流会を開催することを計画いたしました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の時期と重なったため、残念ながら中止せざるを得ない状況となりました。いまだに新型コロナウイルス感染症拡大は続いておりますが、そのような機会がありましたら、積極的に実施していきたいと考えております。

そのような中で、令和元年8月に、済生会明和病院小児科に発達外来が開設され、現在、多気郡地域児童発達支援センターと連携の下、三重県南部地域における発達障がい児の早期発見、早期療育等の支援にご尽力いただいておりますことは心より感謝申し上げる次第ではありますが、済生会明和病院には、ぜひ一般の小児科外来も開設していただきたいという要望をお伝えしているところですので。今後も様々な機会を通じて実現できるよう取り組んでまいりたいと考

えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 小さいお子さんを持つご家族が引越しする際に、引越し先に小児科があるかどうか、また幾つあるのかを調べることも少なくないそうです。自宅近くに小児科があるというのは、緊急時の受診だけでなく、予防接種や健診などの利便性にもつながり、その必要性は十分にあります。

また、小児科の誘致が困難な地域で長野県木祖村という自治体があります。こちらでは、各ご家庭のスマートフォンやタブレット端末を用いて医療者にピンポイントで質問ができる、小児科オンライン、産婦人科オンラインというのが採用されたそうです。子どもたちが安心して生活できるまちづくりの一つとして、このような取組も視野に入れていただくことをお願いしまして、次の質問に移ります。

現状として、明和町が小児科誘致におけるソフト対策での助成や援助、また小学校、幼保施設などの跡地を無償を含む有利な条件で貸し出すなど、ハード面での支援等、お考えがあればお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 小児科における助成制度についてですが、小児科開設に特化したものではございませんが、事業所設置奨励制度というものがあります。これは事業を開始した年度から3年間、固定資産税相当額に対し、一定の割合で奨励金が交付されるものです。また、小学校等の跡地利用につきましては、現在、跡地利用検討委員会にて協議をしております。その中で、小児科誘致の候補地としての可能性についても併せて検討していきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 今後は特化した取組もぜひお願いしたいと思います。町独自の補助となると、厳しいことは理解いたしますが、どんな手法であれ、小児科誘致ができるよう最大限の努力をお願いいたします。

それでは、最後になります。手話言語条例の制定を求める質問をさせていただきます。

手話を第一言語としているろう者の方々にとって、かつては手話が禁止され抑圧されてきた苦しい時代があったと聞いております。2006年12月、国連において、障害者の権利に関する条約で手話は言語であると定義され、国際的な条約で認められました。これを受け、日本においても、2011年より関連法の整備がなされ、2014年、障害者の権利に関する条約が批准されました。これにより、音声言語と手話言語は対等な言語であるとされ、私たちはこの理解と普及に努めていかなければなりません。

しかし、現状の社会格差は顕著であり、これに伴い、町内に手話通訳者はどれほどおられるのか、また活用はされているのかお聞きするとともに、さらなる意識拡大、啓発、啓蒙の意味も含め、手話言語条例の設置を求めますが、そのお考えをお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） ご質問いただきました町内の手話通訳者の人数ですが、8名が登録していただいております。活用につきましては、手話通訳派遣依頼事業で令和3年度に依頼があった件数が56件でした。その中で、町内の手話通訳者を派遣したケースが35件、三重県聴覚障害者支援センターに派遣依頼したケースが21件でした。定期的に利用されている方には町内の通訳者を、突発的な依頼に対しては、町内ではスケジュール調整が難しいので、県に派遣依頼しているところです。

また、手話奉仕員養成講座を平成28年度から3期開催し、現在までに24名の方に受講していただきました。受講生の有志によるサークルが今年度立ち上が

り、自主活動が始まったと聞いております。

手話言語条例につきましては、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及並びに地域における手話を使用しやすい環境の構築に関しての基本理念を定め、町の責務や町民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、全ての人々がお互いを尊敬し心豊かに共生することができる地域社会を実現することを目的とするものだと理解しています。

県内の状況ですが、松阪市が平成26年4月、伊勢市が平成28年4月、三重県が平成29年4月に条例が施行されておりますが、町で条例が施行されているところはまだございません。

この条例は全国一律で同じ内容ではなく、県や市町が独自に制定するものであり、その地域の状況に応じた地域で生活する聴覚障がい者のご意見を積極的に取り入れ、協働でつくり上げるものと考えております。町としましては、障がい者自立支援協議会を活用し、聴覚障がい者等当事者の実情把握を行いながら、制定の議論を進めてまいりたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 先ほどの答弁で、一応、県内の町では制定していないとおっしゃられたんですけれども、恐らくしとるところあります。またちょっと調べてください。

この中で本当に、「おはよう」、「さようなら」、「こんにちは」、「ありがとう」という程度の手話を、この全課長さんの中で、その3つでも4つでもいいんで、知ってみえる方はどれほどおられるのかというぐらいの恐らく浸透状況やと思います、手話というのは。

ろう者、難聴者、中途失聴者の方々は、読唇術というものを日常的に活用されている方が多いと聞きます。この読唇術というのは、相手の唇の動きや表情から何を言っているのかを判別するコミュニケーション方法の一つとされてお

り、コロナ禍でマスク生活を強いられる中、表情が分かりづらく、これまで以上に不利で不自由な影響を受けておりますので、今後さらに手話の必要性が求められてくると思います。関係団体と協議して、条例制定に向けた議論を進めていただけるということなので、明和町に即した内容で、早い段階での制定を目指していただくことをお願いいたします。

あくまで条例を制定することはきっかけに過ぎず、今後、より一層ろう者、併せて体の不自由な方々に寄り添った自治体運営をしていただくことをお願いいたします。

最後に、本日は3点について質問させていただきました。ひきこもりや不登校の当事者、いじめにおいても、その被害者、加害者、併せて保護者やそのご家族においては、周囲には分からないそれぞれの苦しみや痛みがあるかと思えます。学校、先生、行政からの目線や立場からでは感じにくく、見えづらいと思えますので、自分たちの家族なんだという思いで、親身で温かい対応を強く要望いたします。

また、現状の明和町いじめ防止基本方針は、平成26年9月に作成されており、十年一昔前という言葉がありますが、最近では、五年一昔、三年一昔とも言われておりますので、現在の明和町に沿った内容の見直しも改めてお願いさせていただきます、今後機会があれば、松阪鈴の森の件も含めた質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

小児科誘致については、そもそも小児科を目指す医師が少ないという現状もあります。しかし、小児科がない地域では過疎化が進むとも懸念されておりますので、この冬から本格的に動き出す明和インキュベーションセンターの事業で新規創業の掘り起こし、スタートアップ等、また企業誘致という観点からも推進していただくことを要望いたします。

本日の質問全体を通して、まずは早期着手、費用が必要なものは来年度以降の予算にぜひご一考していただくことをお願い申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で中井啓悟議員の質問を終わります。

お諮りします。

昼食のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

お昼から、1時からよろしく願いいたします。

（午前 11時 54分）

---

（午後 1時 00分）

○議長（伊豆 千夜子） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 6番 下井 清史 議員

○議長（伊豆 千夜子） 4番通告者は、下井清史議員であります。

質問項目は、「災害への対策について」「小学校統合後の地域づくりについて」の2点であります。

下井清史議員、登壇願います。

（6番 下井 清史議員 登壇）

○6番（下井 清史） 議長より登壇の許可がありましたので、事前通告に基づき質問させていただきます。

最初の質問は、災害への対策について、次に、小学校統合後の地域づくりについてお聞かせいただきますので、よろしく願いいたします。

では、最初の災害への対策について質問をさせていただきます。

松阪市松名瀬の津波避難タワーには、車椅子でも上がれるスロープ及び窓付の壁が設置されています。現在、町内にある6か所の津波避難タワーには、その設備は整えられておりませんが、建設当時は国からの補助条件などを含めた事情や状況があったものと思われます。

しかし、現状としては、当時より柔軟な対応や対策が可能になっていると思われ、松名瀬のタワーと同等、もしくはそれ以上の設備を整えることもできるのではと考えますが、町の見解をお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 下井清史議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 下井議員のほうから、津波避難タワーについてのご質問をいただきました。

津波避難タワーにつきましては、地域防災計画上、緊急避難場所として位置づけられており、その建設には国土交通省からの防災安全交付金を活用いたしました。建設当時に外壁を設置することも検討いたしましたが、外壁を設置すると日常的に利用する建物とみなされ、交付金の対象外になってしまうという国の見解から、外壁を設置しなかった経過がございます。その代わりに、風雨をしのげる防風カーテン、寒さから身を守る防寒シートを備蓄しており、緊急避難場所としての活用ができる配備を整えております。

なお、後づけで壁を設置するとなると、雨風に耐えられる強度がある壁にする必要があります。町内のタワー6基全てを修繕するとなると多額の費用が必要になると見込まれます。

また、スロープの設置につきましても、外壁同様、タワー建設当時に検討いたしました。傾斜を緩やかにし、踊り場の設置も必要なことから避難時間がかかることが懸念されました。実際に大淀津波避難タワーにスロープを設置した場合、タワー外周を2回折り返す必要があります。避難に必要な階段3か所の設



置が困難になるなどのデメリットが大きく、設置を断念した経過がございます。代わりに、要配慮者を運ぶ補助器具を階段に設置し、誰でも避難できる仕組みを構築するとともに、階段の高さを低くし、手すりも波型にして体への負担を軽減させる設計といたしました。

また、スロープの後づけにつきましても、タワー敷地内にスロープを納めることが困難な状況となっております。

これらの状況と避難タワーが緊急避難場所であることを踏まえまして、今後とも町といたしましては、津波避難タワーに保管している暑さ、寒さ対策の備蓄品の充実を図るとともに、要配慮者を運ぶ補助器具の周知や、実際に器具を使った訓練を自治会等の協力を賜りながら取り組んでいくことで対処していきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

下井議員、再質問ございますか。

下井議員。

○6番（下井 清史） 分かりました。

以前から避難タワーについては何度か質問させていただいておりますが、簡易なサッシや送風温風器程度なら比較的安価で、既設タワーでも構造に影響はないのかと考えますので、まず避難者の立場になっての対応をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

令和3年度に修正された地域防災計画・震災対策編の211ページにあります第5節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画」には、避難経路の整備として、地域特性を踏まえ避難経路の整備に努めるとあります。昨今、毎年のように発生するゲリラ豪雨や台風による氾濫での道路冠水、また、大規模地震による道路寸断や液状化による道路陥没などのおそれが心配される中、地域の特性を踏まえ、特に沿岸部から町南部に避難するための道路が緊急に整備すべき計画に位置づけられているにもかかわらず、一向に努めて整備をしていくように思えません。地域防災計画を踏まえた現状の取組進捗と以降の町のお考

えをお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 下井議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 明和町地域防災計画の中で「地域特性を踏まえ、避難経路の整備に努める」との記載がございますが、現在、町において特定の道路を避難経路と限定して定めてはございません。これにつきましては、避難される方それぞれが使用する道路全てが避難路という考え方に基づいているのでございます。

その中で、これまで自分自身で事前に幾つかのルートを想定していただき、実際に歩きながら危険箇所の確認を行っていただくなど、災害時に自分自身が使用する道路をあらかじめ決めていただくことを防災懇談会等で周知啓発する取組を行ってまいりました。

また、避難路の整備の取組の一環としまして、道路に面するブロック塀の除去にかかる費用に対する補助金を支給することにより、倒壊のおそれのあるブロック塀を除去していただくような推進をしてまいりました。

今後、例えば、南海トラフ地震で甚大な被害が予想される沿岸部周辺地域につきまして、多くの方が避難時に使用する道路を主たる避難路と位置づけ、整備していくことも検討してまいりたいと考えております。

なお、津波避難タワー建設に伴う避難路のこれまでの整備及び地域防災計画の道路防災については、建設課長より答弁をさせていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 津波避難タワー建設に伴う避難路のこれまでの整備については、浜田地区で83mの道路拡幅を行い、川尻地区では2橋の耐震化補強を行いました。山大淀地区では110mの通路のコンクリート舗装、それと行部地区では今、現在進行中ですけれども、190mの歩道整備を施工中でございます。

また、国道23号線の高いところを利用して緊急避難階段を平成25年12月に、大淀と中村に設置しております。

道路の防災の取組についてご説明させていただきます。

地域防災計画にある道路防災につきましては、2章第14節の公共施設・ライフライン施設災害予防計画の1に道路の記載がございます。道路の点検整備、橋梁の点検整備、応急体制の整備でございます。

応急体制の整備につきましては、大規模災害発生時の道路啓開に関する協定を令和2年2月25日に明和町内の15社と協定を締結し、令和3年10月30日には初めての道路啓開訓練を実施したところでございます。今後も訓練を重ね、非常時に円滑に対応していきたいと考えております。

橋梁点検につきましては、全橋梁240橋の点検を行い、国の判断基準早期対応が必要な橋梁の補修は完了し、令和3年度には2回目の点検を完了したところでございます。点検は海岸部から町南部に点検する順序で行っておる状況でございます。

緊急避難路にある橋梁に関しては、耐震化が令和元年度に完了しておる状況でございます。

道路の点検につきましては、舗装状況につきまして430kmのうち令和元年度に約50km、令和3年度より大淀をはじめ海岸部を中心に30kmを完了しております。引き続き本年度も実施し、180kmを完了する見込みです。約41%完了する見込みです。

点検は、令和7年度までに完成する見込みですが、これらの調査、舗装修繕を計画的に実施する予定でございます。

また、異常気象の巡回点検・情報連絡体制につきましては、災害時の職員巡回に加え、本年度より3年かけて整備する河川道路の監視システムを円滑に実施していきたいと考えております。

また、これらとは別に、町全体で狭い道路の解消を行う狭隘道路事業により、平成22年から令和3年までの間に、約1,500mの道路を4m以上に拡幅を行っております。引き続き要望箇所を計画的に実施していきたいと考えております。

また、冠水対策では、地域防災の風水害編の第2章第11節の「公共施設・ラ

イフライン施設災害予防計画」、1道路について、特に大淀役場坂本線の明和消防署及び明和町役場で道路冠水による災害対応、災害で対応が困難を解消するため、道路防災事業を現在行っておるところでございます。令和4年度予算では、明和中央線まで完了する見込みでございます。

平成21年度に、明和町防災マップにある道路冠水箇所につきましては、河川整備、幹線排水路の整備、排水機場の整備及び排水路の整備を実施し、冠水の解消低減を行っておるところでございます。しかし、全ての道路冠水が解消されていませんので、状況を確認しつつ、交通規制管理等を行うことにより、道路利用者の安全を図りたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○6番（下井 清史） 先ほど総務防災課長から沿岸部から避難する道路の整備も検討していくと答弁をいただきましたが、これまで大淀、下御糸など沿岸地域にお住まいの方から、津波避難用の大きな道路の整備要請がありましたよね。大淀、下御糸、各地域から南に向かう大きく強固な道路を整備することの必要性は理解されているはずですが、今後、どのように検討し、取り組んでいかれるのか、具体的な計画もなく棚上げ状態で放置ということにはならないのか心配です。

また、建設課長から、いろんな計画の中で取り組んでこられた歩道整備、道路や橋の点検、協定の締結などを実施したと答えていただきました。厳しい財政の中でやりくりしていただいております。できるところから取り組んでもらっていることは承知しております。しかし、それだけでは追いついていかないと思いますので、町民の皆様の命を守るため、来年度以降、避難用大型道路整備の予算を計上していくお考えはないのか、町長にお伺いいたします。

また、新小学校は建設価格が高騰し、当初の見込みより十数億以上追加になるのではと心配される中、何としても令和8年開校に向けて必死で取り組んで

おられます。今回要望させていただいている道路、町民の皆様の命を守る道路の整備も同じ熱量を持っていただけないでしょうか。十数億あれば相当な避難道路ができるのではと考えますが、いかがですか。

新小学校建設を否定するものではないですが、避難用道路にも小学校同様に必死で取り組んでいかないと、災害時に町民の皆様の命は守れません。これについて、現在の町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 下井議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 避難用の高規格道路の考えは、昔からそういうのも津波避難タワーができたときは考えていかないといけないなということで話があったというふうには伺っております。ただ、先ほど課長のほうから申し上げましたけれども、今現在はまだ全部が避難所ということになっておりまして、これまで懇談会を通じて、じゃ、どこを使って逃げますかというアンケートを取ったところはあるんですけども、じゃ、その中で一番、例えばよく使う道路をそういう高規格道路みたいな形で整備していくとか、そこまでの計画には至っておりませんし、実際、その整備に当たってはどれぐらい、うちがやる場合、国からとかそういう予算が来るのかというのは、ちょっと私も調べておりませんもので、そこら辺、今後、津波避難タワーが終わりましたので、そういう道路のことも、先ほど課長も申し上げましたけれども、検討していきたいというふうに思っております。

ただ、やっていくとなると、先ほども言いましたけれども、国・県とかの補助金をもらいながらやっていきたいというふうに思いますので、それをもらうために計画を立てていろいろやっていくということになると、すぐということにはならないかと思っておりますけれども、検討はすぐにかかっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○6番（下井 清史） 町長、前向きなご意見ありがとうございます。

私が思うに、正直言いまして、この道自体、これはずっと沿岸の方からもう早くから言われていたことで、それで今回すごく、いろんな地域の方から言われました。せっかく町長がそういう前向きにやっていただくというようなお気持ちがあるのやったら、一体どれぐらいまででそういうことをやっていただけるのか、ここでちょっと答弁いただくとありがたいので、今のお考えをお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 下井議員の再質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 先ほども申しあげましたけれども、検討にはすぐに入りたいと思いますけれども、やはり今、先ほども申しあげましたけれども、国・県からそういう補助があるのかとかそういうのも検討せないけませんし、あればどれだけ町単が少なくて済むのかとか、町単だけでやるということが非常に難しいというふうに思いますので、そこら辺、先ほど課長が申しあげたブロック塀を除去するための補助とかそんなもやっていますので、そこは住民の皆さんからの協力もいただきながら、そういったところで対応していくという方法もあろうかと思えます。

まずは、検討には入りますけれども、国・県の状況とか町の予算の状況を見ながら進めていかないきませんので、すぐに、じゃ来年から取り組めますよという話はこの場ではできませんので、検討はすぐにでも、今年度中にでも取り組んでいくような形を取っていきたい。庁舎内で、まずは話をさせていただきたいと思えます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○6番（下井 清史） それなら、検討していただいて、今現在、工事金額は幾らぐらいまでなら実施する気があるのかというのもお伺いしたいところなんですけれども、正直言いまして、明和町の第1期再編小学校（仮称）等整備事業

に記載されている基準価格が50億円は早々に決まったような感じが思い浮かべられます。正直言って、今回の道のことも、沿岸部住民の全員の命に関わる大切な道やと私は思っています。その部分をしっかりと心に入れていただいて、沿岸住民が納得できるようなすばらしい回答をしていただけるようなことを私は心から望んでいますので、またそういう回答をできるだけ早く出してください。

この質問はこれで一旦終わりました、次の質問に入らせていただきます。

では、次に、小学校統合後の地域づくりについてお聞きいたします。

大淀、下御糸、上御糸の3小学校が統合され、令和8年開校に向け、新たな小学校建設が進んでおります。地域コミュニティーの核でもあった小学校がなくなると、過疎化が進み、過疎化が進むと地域住民、特に移動手段の乏しい高齢者の方々への地域の利便性が損なわれます。

これまでこのような質問や要望は議会だけにとどまらず、各方面からもありましたが、統合が近々に迫ってきている中、過疎化対策に特化した計画づくりなどは考えているのか、地域の方々を不自由なく暮らせるまちづくりをどのように推進していくのか、お聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 下井議員の質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 小学校の統合により地域の過疎化が進むことになるのではないかと心配をいただきましたので、まず地域にお住まいの高齢者の方々の今後の利便性についてご答弁いたします。

高齢者の中には、移動手段が少なくなっているといったこともございまして、地域の方々の健康維持も含めた外出への支援のために、町は町民バスよりもさらに利便性の高いデマンド型交通を今年10月3日月曜日から運行する予定でございまして。路線バスよりも乗降場所が増加いたしまして、移動したい時間に近くの乗降場所から行きたい乗降場所への移動がより容易にできることから、小学校が統合される地域とほかの地域との移動や交流も含めまして、ぜひ多くの方々にデマンド型交通をご利用いただきますようお願い申し上げます。

また、地域コミュニティーの活性化につきましては、生活環境課では今後、明和市民活動サポートセンターと連携し、地域の独居老人等の見守りや生きがいづくり、また、子どもたちの見守りや放課後の活動など、高齢者のみならず、子育て世代や子どもたちにとっても恩恵を受けられるような地域の自主活動の醸成に向け、今後、複数年をかけて全自治会を回る中で啓発等を推進していきたいと考えております。

過疎化に特化した将来の計画のご質問につきましては、町全体では将来の人口増減がほぼ横ばい状況となっていることから、過疎化に特化した取組は特に考えておりません。しかし、地域によっては人口減少となってきているため、地域のご意見やご要望に応え、皆様の暮らしを守っていく施策を展開できるよう、今後地域の方々と連携していきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○6番（下井 清史） コミュニティーバスも一定の対策になるかとは思いますが、それで足りるとお考えでしょうか。今後、超高齢化社会が危惧されていますので、バスに乗降できない方、そもそも乗降場所まで行くのが困難な方も増えていくはずなので、乗降場所まで来させる前提の一方的なものではなく、交通手段を使わなくても生活がしていけるような取組を視野に入れていただくようお願いいたします。

また、第6期総合計画の94ページには、こういうことが書かれています。

「人口減少が進み、これまで各自治体が単独で行ってきた住民サービスの維持が困難になりつつあります。そのため、近隣市町と協力を行い、役割分担を明確にしながら相互の連携を強め、地域の特色や実情に応じた組織が求められています」とあり、98ページには、「国に掲げる地方創生に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに地域の活性化を目的に、第1期まち・ひと・しごと創生人口ビジョンと総合戦略を基に、地方創生施策を推進してきました。今後



も各種事業に当たっては一過性の計画にならないよう、中長期の視点で第6次総合計画と令和3年3月に策定した第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体の計画としてPDCAサイクルによる評価、管理を徹底することが必要です」と記載されております。過疎化対策もここに含まれませんか。

これを踏まえ、人口減少がほぼ横ばいなので、過疎化に特化した取組は考えていないというようなことですが、まちづくり戦略課も同じ考えなのか、答弁ください。お願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 下井議員の再質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 先ほどのご質問に対してでございます。

過疎化、または人口減少の問題に関してでございますが、国立社会保障・人口問題研究所の2060年の明和町の推計人口というのが、現在のところ1万4,488人減少するというふうに出ております。将来的には減少する。生活環境課長、今現在は横ばいという意味だったと思うんですが、将来的な推計というのはもう既に出されておるものでございます。

その対策として第2期総合戦略を昨年度策定して、様々な施策を展開することによって、将来的に2万人の人口を維持しようというのが町の姿勢でございます。

先ほどの生活環境課長の答弁の中で、過疎化に特化した将来の計画について、また特化した取組については考えていないという趣旨がございましたけれども、一般的に三重県内では過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法というのがありまして、いわゆる過疎地域の関係が三重県内29市町のうち10市町でございまして、明和町では該当がないというか該当地域でございませぬ。ですので、一般的にいう過疎化対策とか計画と銘打った計画の策定や事業というのは実施していない状況でございます。

しかし、議員の言われるように、地域の過疎化、あるいは人口減少の課題は明和町も例外ではございませぬし、様々な取組の必要性があるということは認識しておりますので、町はより大きな視点で人口減少問題に対策を講ずるとい

うことで考えております。

先ほどご質問ありましたとおり、第6次総合計画では、94ページですか、デジタル田園都市国家構想など様々な事業なども、例えば自治体連携を進めていくといった考え方も出しておりますし、地方創生の部分では人口減少に歯止めをかけるために移住定住の促進のほか、総合戦略を策定して総合計画と総合戦略をそれぞれを一体化した計画として進めていくということをしております。

最後に、町内における地域の実情に応じた地域コミュニティの維持に関しましては、先ほどもありましたけれども、この2本の計画、この計画に基づいて、生活環境課をはじめとして町として施策の検討を引き続き行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○6番（下井 清史） ありがとうございます。

改めてお願いいたしますが、今後過疎化に向けた計画などの取組を関係各課一体となって進めていただくようお願いいたします。

また、民間企業も様々な分野に進出し、地域過疎化の歯止めの一役を買っておられますので、そのような部分もしっかり活用し、知恵もお借りしながらソフト、ハード両面から先手の取組をお願いいたします。

町民の皆様の生命、財産を守るため、大規模事業が必要なときが来ます。3年、5年計画では対応できないということもあり、10年、20年という長期的な計画も必要ではと感じます。今、どこに何が必要なのかをしっかりと見定め、どこかに偏ることのないバランスの取れた町民第一の町政運営をお願いいたしますして本日の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で下井清史議員の一般質問を終わります。

質問者が交代しますので、質問席の消毒を行います。

しばらくお待ちください。

---

8 番 田邊 ひとみ 議員

○議長（伊豆 千夜子） 5 番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「子どもの健康を守る取り組み」「平和問題を考える」の2点  
であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

（8 番 田邊 ひとみ議員 登壇）

○8 番（田邊 ひとみ） 通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお願  
いいたします。

最近、インターネット等でいろいろ検索を行っておりますときに、新たな場  
所に住むなら居心地のよい場所に住みたいものです。特に子育て世帯は保育園  
探し、医療費助成など子育て支援サービスの充実が気になるところではないで  
しょうかという文言に行き当たりました。子育て支援はどこでも注目されてお  
ります。求められております。こちら明和町でも、子育て支援関係は日頃から  
ご尽力をいただいているところではございますが、より一層の拡充、誰もがこ  
んな明和町なら安心して子育てできますねと言えるような町となるよう、幾つ  
かの質問とともに提案も行っていきたいと考えております。

まず、子どもの医療費助成について質問を行います。

子どもの医療費無料というのは、子育て世帯にとって大変魅力的な支援策で  
ございます。子どもの医療費助成は、少子化対策の一つとして全国拡大傾向が  
続いております。子育て世代にとって子どもの医療費助成の対象年齢が広いと  
いうのは、気軽に病院へ行ける安心感があり、家計面でとても助かっておりま  
す。大病を患うということはめったにない、このように考えておりますが、心  
強いお守りになるのではないのでしょうか。

子どもたちの保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資す

ること、これを目的として行われております子ども医療費の助成、より一層拡充をする必要があると考えております。

今、日本経済は長い間低迷状態が続いております。その中で、子育て世代の暮らしは大変苦しいものとなっております。しかも、新型コロナの感染拡大が長引いており、暮らしの厳しさ、一層深刻となっております。

医療費の自己負担ができないという割合を調べた「東京都子供の生活実態調査」、これ2016年のものですが、これでは中学生までは医療費助成制度もあることもあり、中学校2年生では「自己負担金が払えなくて医療機関を受診しなかった」と答えた割合は0.9%でした。ですが、16歳から17歳では2.7%へと増加をしているということでございます。さらに、困窮層だけを見ると、16歳から17歳、18.8%と激増しております。16歳、18歳までの子どもさんの受診抑制が東京都では起きている。

これは東京都の調査でございますが、全国でも同じような傾向になっているのではないのでしょうか。このことについて、まず町長はどのように受け取られているのか、お考えをお示してください。

あわせて、明和町内で16歳から18歳までの子どもさん、医療費が払えないという理由で受診を控えたなどの実態調査、過去に行ったことがあるのか、こちらも答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 田邊議員のほうから、子どもの医療費助成についてのご質問をいただきました。

子どもの医療費助成につきましては、明和町では、平成22年9月から対象者を中学生まで拡充し、令和元年9月からは未就学児童の医療費の窓口負担無料化を図り、保健の向上、福祉の増進、経済的な負担の軽減に取り組んでおります。

東京都のような実態調査を行ったことがあるのかとのご質問ですが、明和町におきましても県におきましても、そのような調査は行われておらず、実態は

把握されておられません。ただ、東京都子供の生活実態調査にありますような必要であるにもかかわらず自己負担ができずに受診を控えるというようなケースがあるとすれば、それは大きな問題であるとは思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ただいま町長に答弁いただきました。16歳から18歳までの子どもさん、医療費が払えないということで受診を控えたという実態調査等は過去に行われていないということで、もしもそういうことがあるのであれば大変問題であるという、そのようなお考えも今伺いをしました。

当然、何もない問題はないと思うんですけども、現実ではいろんな状況で受診抑制が起きているのではないかと安易に想定されると思います。

また、東京都の調査でも言えるんですけども、医療費助成制度が15歳までとなっていることが受診抑制の理由となっているのは、先ほど述べましたが明らかだと考えております。

18歳までの医療費の助成制度をつくることは、子どもの貧困対策にもつながると考えております。今のコロナ禍の収束が見えない、そういうときだからこそ、現在、こちら明和町で中学生まで受けている子どもの医療費助成、こちらを18歳まで拡大をして子どもの命と健康を守り抜くこと、これが求められていると私は考えております。

子どもさんが成長して高校生ともなりますと、学費だけではなく通学等の交通費もかかり、部活動や学習塾などもろもろの経費、格段に必要となってまいります。子どもさんにかかる経費は、子育て世代にとって最も比重を占めてくる年代ではないのでしょうか。

そんなときに病気やけがをしたときぐらいはお金の心配をしないで済むようにするということは、命と健康に関わる大事な支援と考えております。どうか明和町でも制度を拡充して経済的負担を減らすよう、子ども医療費18歳まで無

料にするということをお考えをいただきたいと思います。町長のお考えをお示しくください。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 子どもの医療費助成を高校生、つまり18歳年度末まで拡充するということにつきましては、子育て支援施策の課題の一つとして認識しております。そのことから、一度検討はしてございます。国民健康保険の国庫負担減額調整措置もございますし、町の単独事業で実施するとなると、現在の財政状況では大変厳しいものというふうに判断しております。その結果、そういう判断をさせていただいたということでございます。

また、その減額調整措置などが撤廃されるなどの状況の変化があれば、また検討していきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 子どもさんの医療費を助成していくということで減額調整措置、いわゆるペナルティのようなものが上からやってきて、なかなか町の単費でやっていくのは大変やという、そんなような答弁だと考えておりますけれども、やはりこの国なり県なりのそういうペナルティというのは大きなものになると思います。これはぜひとも町のほうからも声を上げていただいて、子どもさんの健康を守るためにもこういう補助というのは必要なんだということをしつかりと訴えていただきたいと思いますし、明和町のほうとしても一日も早く、この子どもの医療費、18歳まで無料にするという、もう三重県内でも既にこれが実現している自治体もございます。そういうところもありますので、そういうところ等の調査等もやっていただいて実現をしていただきたいと考えております。

また、少しちょっと話は変わりますが、明和町では子どもさんの医療費の助成制度、所得制限があります。この所得制限に関して、なくしていくと

いう考えはありませんかということをお尋ねいたします。

東京の23区の区長でつくる特別区長会では、18歳までの医療費を2023年度から所得制限を設けず無償化する方針を明らかにしております。中学生までの医療費は、23区は都の助成に財源を上乗せして所得制限なしで無償化としております。当然、このような支援は国の制度で行うべきであります。全国知事会、全国市長会は、少子化対策の抜本的強化などを訴えて、国が全国一律で子どもの医療費助成制度をつくるよう再三提起もされております。

この子どもの医療費助成制度については、年齢の引上げ、先ほども言いましたが、18歳までの引上げ、また所得制限の撤廃と全都道府県で取り組まれてくるということなんですけれども、こういうことについて、国や県の新たな動きはあるのかどうか、これをまずちょっとお尋ねします。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 三重県下の市町の子ども医療費助成の状況につきましても、資料がございますのでお答えさせていただきます。

令和4年4月1日現在で、三重県下29市町のうち、所得制限のない市町は11市町、18歳年度末まで医療助成を行っている市町は8市町という状況になっております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ただいまの答弁にありました三重県下の状況を答弁していただきましたが、所得制限なしは11市町、18歳までの無償化は8自治体がやられているということで、まず明和町では所得制限の撤廃について、どのようなお考えを持っておられるのか、答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 現在、児童手当の所得制限限度額未満の世帯を対象に、子どもの医療費助成をさせていただいているというような状況です。

限度額以上の所得のある児童手当特例給付の対象者は、医療費助成の対象外とさせていただきます。

担当課としましては、必要であるのに自己負担額を払えないために受診ができないということがないように、また、子育て世代に対する経済的負担の軽減に資するために、子ども医療費助成の制度があるのではないかなというふうに認識しております。その観点から考えた場合、限られた財政状況の中で、一定額以上の所得のある世帯にまで医療費の助成をしていく必要性は少ないのではないかなというふうに思われますことから、所得制限についてはこのまま維持していきたいなというふうに考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） こちら明和町では、とりあえず所得制限に関しては現在のやり方を維持ということを言われたんですけれども、やはり子どもさん一人一人の人生がかかっていることとございます。その家庭によってどこにお金を使うかという部分も、やっぱりその家庭、家庭であると思うんです。その中で、やっぱり子どもさんの命と健康を守るということに関しては差別があってはならないという私たちの考えからは、ぜひとも所得制限は撤廃していただきたいと思っております。

また、それなりに所得のあるおうちでしたら、子ども医療費がかからない分、違うところにお金を使えば、そういうところで経済が回るということも考えられますので、ぜひとも所得制限の撤廃、お願いしたいと思います。また、あわせて、子ども18歳までの医療費無料ということを求めます。

ちょっと参考までに教えていただきたいんですけれども、現在、明和町で重度心身障害者やひとり親家庭に関しては、子どもさんの医療費助成、どのようになっているか参考までに教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、住民ほけん課長。



○住民ほけん課長（吉川 伸幸） ひとり親家庭等につきましては、児童は18歳年度末まで医療費助成の対象でありますし、障がい者につきましては、一定の障害のある方は、18歳以上の方につきましても障がいが軽減されない限りは医療費助成の対象となっております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。参考としてお話を伺っておきます。

それでは、続きまして、次の質問に入ります。

これちょっと住民の皆さんからの要望もあったのでの質問となります。子ども出産祝い金の継続、このことを要望として質問させていただきます。

国の特別定額給付金の支給対象とならない令和2年4月28日以降に生まれた子どもをお祝いするとともに、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済的影響により、出産や子育てに対する不安を抱えている子育て世代を応援するため、こちら明和町では特別出産祝い金が現在給付をされております。今年度も令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に出生をした本町の住民基本台帳に登録されている乳児を対象として出産祝い金が出されており、赤ちゃんを出産されたご家族や親族の方々から大変喜ばれております。

この特別出産祝い金は、コロナ禍による経済的な負担軽減、これを基に始まったものでございますが、子育て支援制度として大変喜ばれているものであり、今後も継続を望む声、これが届いております。出産をしたばかりの若い人から、子どもが生まれたことですごくお金がかかっている。想像以上でびっくりしている、こういうような生の声も届いております。

他の市町の状況を見ましても、群馬県の明和町などを例にしますと、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を願うとともに、子育て家庭を支援し、魅力ある明るく住みよいまちづくりの取組として、出産祝い金支給事業を行ってお

ります。

ぜひとも当町におかれましても、この出産祝い金、継続の方向でお考えをいただきたいんですけども、いかがでしょうか、答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 特別出産祝い金につきましては、先ほどおっしゃられたとおり、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済的影響により、出産や子育てに対する不安を抱える子育て世代を応援するという観点から、令和2年度より出生した児童1人当たり10万円を支給させていただいているというものでございます。

この事業は、新型コロナウイルス感染拡大が収束しない状況の中で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただいて実施しているというものでございます。引き続き継続してほしいとのご要望でございますけれども、その趣旨を踏まえて、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や地方創生臨時交付金の状況、そして町の財政状況を勘案しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ぜひとも継続をしていただきたいと思います。

また、町の財政、大変厳しいということは私もしっかりと受け止めております。また、国の支援策がどのように動いていくか、これも今後注目をしていかなければいけないところなんですけれども、そういう中でもやっぱり生まれてきた赤ちゃん、祝福されて健やかに育っていける明和町であるということを考えて、生まれたばかりの赤ちゃんに対しての支援というものをしっかりと考えていっていただきたいと思います。

ですので、私個人としましては、この出産祝い金制度、ぜひとも継続をと求めておりますけれども、この祝い金制度のような一時的な財政支援と併せまし

て、長期的な支援も必要でございます。子育ての環境整備に重点を置いた町独自の支援策を検討して、充実を図ることでの出生率の向上、子育て支援、子どもの心身の健康管理、若い世代の定住促進につなげていくという考え方もございます。環境の整備、こちらも大変大切なことだと考えます。

この子育て環境整備について、どのような計画を明和町は持たれているのか、ご答弁をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 子育ての環境整備につきましてお答えさせていただきます。

第6次総合計画に基づき、子どもを安心して産み育てられる環境の充実を図り、子育て世代が住みたい、住み続けたいと思う町を目指し、子育て支援の施策を進めております。子育て支援の充実を図るため、幼児期の教育・保育への環境整備につきましては、施設建設に関するハード面の計画と健診や相談、支援などのソフト面の計画がございます。

ハード面では、現在、子育てに関する就学前の施設が公立の幼稚園、保育所、こども園が4施設、私立のこども園が3施設あり、計画では今年度みどり保育所からみどりこども園に変更し、幼稚園部と保育所部が備わった施設にすることで、利用しやすい施設に変更したところでございます。

また、令和5年度末で斎宮幼稚園を閉園といたしますが、民間事業所が私立のいつきのみやこども園を新しく斎宮幼稚園の隣に建設し、令和5年4月に開園を予定しております。このことにより、就学前の受入れ人数が増える計画となっております。

さらに、小学校の統合に合わせて、津波浸水区域にあるささふえ保育所を小学校建設の同敷地内に移転し、公立のこども園として令和8年4月の開園を目指し、取り組んでおります。

そして、子どもの発達支援関係では、旧旭ヶ丘幼稚園の跡地を利用し、多気郡地域児童発達支援センターの共同開設がなされました。

ソフト面では、出産後3週間から5週間頃に保健師が電話をし、体調や育児の不安、悩みについて聞かせていただく「出産おめでとうコール」や新生児聴覚スクリーニング検査費の一部助成、育児相談、発達相談などの事業に取り組んでおります。

就学前のお子さんにつきましては、親子の交流や子育てに関する悩みなど相談できる子育て支援センターを4施設で開設し、子育てを見守り応援する活動を行い、また、公立の保育所及びこども園では、園児の日々の体調管理や応急措置の対応ができる看護師を配置し、保護者の不安を少しでも取り除ける取組を行っております。

小学生では、子どもの居場所として各学校に放課後児童クラブ施設を配置し、放課後帰宅しても日中家にいない家庭の児童などの安全を図り、安心して過ごす場所の提供を行っております。また、放課後や土曜日、夏休みに子どもたちの安全・安心の活動拠点として地域の方や大学生などの協力の下、学習や様々な体験などの提供をしております放課後こども教室や土曜教室、チャレンジキッズなどに取り組んでおります。

さらに、小学生に限定したこども食堂を開設し、現在は全ての世代を対象としたみんなの食堂の活動を支援する中で子どもたちを支えております。

中学生へは、夜間の自習塾を地域の方や大学生などの協力により、自習補助や個別指導の学習の場を提供しております。

また、小中学校の児童生徒の日常生活の悩みやいじめ、不登校などの問題解決が図れるよう、相談や聞き取りを行うスクールソーシャルワーカーを配置し、様々な指導、援助に取り組んでおります。

これらの取組のほかにも、新たな子育て支援の検討を行っていくことが必要と考えており、ハードとソフトを組み合わせ、安心して子育てができ、住みたい、住み続けたいまちづくりを目指し、取り組んでいきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ただいまの答弁で、たくさんの答弁をいただきました。

明和町、私も明和町全体、歩く機会が多いんですけれども、新しいおうちがたくさん建ってきて、小さな自転車や三輪車が置いてあるおうちがたくさん見受けられております。そういう方たちの願い、思いというのは、やっぱりこの明和町で安心して子育てをしていきたい、そして最後まで明和町で暮らしていきたいと、そういう思いで明和町を選ばれておうちを建てられているんだと思います。そういう部分に対して、しっかり住民の皆さんの気持ちに応えるような子育て施策、続けていっていただきたいと思います。

また、新生児の聴覚スクリーニングの検査、何度か私も声もかけさせていただいて、私の孫を出産した病院の先生も、明和町は遅れているから早くやってほしいというようなことを言われていたのが実現したのは、本当に実現できたこと、ありがとうございます。

そして、先ほどの答弁、1点だけ確認をさせてください。

小学校建設と併せまして、令和8年4月開設のささふえ保育所、現在の段階で公設公営で考えておられますけれども、また先々のこと、状況分かりませんが、ささふえ保育所に関しての公設公営の考え、これは変わりなく継続されているのか、強い思いをもってそのように取り組まれているのか、その確認だけさせてください。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） ささふえ保育所につきましては、現在、小学校区の編制と合わせて、新しく建てるところで、公立のこども園として建設に取り組んでおります。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ぜひとも公設公営で子どもの保育、教育に対して、責

任を持ってやっていただきたいと思います。これは要望としておきます。

続きまして、次の質問に入ります。

子どもの健康を守るという項目で、次は新型コロナ対策の視点でお伺いをいたします。

現在、新型コロナ、子どもの感染、そして重症化が増えているという現実がございます。今のオミクロン株、感染拡大のスピードが速くて、たとえマスクを着用していても換気の悪い場所でのエアロゾルによる感染、こういうものが言われております。これを防ぐためには、効果的な換気が必要と言われております。

これまでの学校環境衛生基準では、換気の基準として、二酸化炭素は1,500ppm以下であることが望ましいとされておりました。この二酸化炭素濃度は、空気の汚れの指標なんですけれども、現在、外気の指標というのは400から410ppmというのが普通です、外気の二酸化炭素濃度は。この1,500ppmというこれまでの基準も、これを超えたらすぐに命の危険があるというものではございませんが、汚れた空気環境では学習など学校生活環境に不適ですから、換気は十分に行いましょうと基準の中でも示されております。

ですが、今年の7月14日に、新型コロナウイルス感染症対策分科会が学校におけるエアロゾル感染対策として、効果的な環境を推奨して、必要な換気量を確保するために、二酸化炭素濃度をおおむね1,000ppm以下に維持するよう提言を行っております。本来、あちこちの建物の環境の中では、この二酸化炭素の濃度1,000ppm以下が望ましい、このようにされておりましたけれども、学校の基準もそのように一般に沿ってきたということが言われます。今までの基準が甘かったんではないかとも思っておりますけれども、コロナ対策も含めまして、これから学校の教室の換気が重要と考えられますが、これから先の換気対策はどのように考えていらっしゃるのかお聞かせ願いたいと思います。

併せまして、学校への空気清浄機や二酸化炭素モニターなどの設置、そういうことも行って、安全な学習環境とするよう求めたいと思います。答弁を願い

ます。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 新型コロナウイルス感染の第7波を受けまして、小中学校でも多数の感染者が出ております。マスクの着用、手洗い、うがいとともに、適正な換気を確保するということが大変重要であるというふうに考えております。

教室等の換気対策につきましては、全小中学校におきまして、文部科学省の「学校の新しい生活様式 Ver. 8」に従いまして換気を徹底しております。内容としては、エアコンをつけながら窓を開け、教室側だけでなく、廊下側の窓も対角になるように開けております。また、扇風機を利用して空気を循環するなど、効率的な換気に努めております。

このようなことから、二酸化炭素モニターの設置はしておりませんが、各学校ほとんどの教室に空気清浄機を設置しておりまして、換気対策を十分に行っております。引き続き安全な学習環境となるよう、換気の徹底に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問、田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ただいま、答弁をいただきました。

エアコン等、空気清浄機等を使い、また換気、対角線上に空気が移動するというようなことをして対応されているという答弁でしたけれども、ちょっと確認だけさせてください。

この換気、二酸化炭素濃度の教室の換気に対しては、子どもさんの成長によって、その学年によって、低学年と高学年では教室の換気する回数が違うということも、この国の提言とかを見ておりますと出ているんですけども、そういうことで、低学年と高学年でその換気する回数とか、今明和町のほうでは、そういうことも頭に入れて換気をされているのかどうか、ちょっとその確認をさせてください。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 特に、低学年、中学年、高学年という、こう細かい分けはしてありませんが、換気のほうは常時しておりまして、休憩時間になったときにはちょっと窓を多めに開けたりとか、そういう対処をしながら換気をしているということでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

子どもさんの健康を考えて、しっかり換気をしていただいていると思うんですけども、やはりウイルスとかそういうのは、目に見えるものではありません。国のほうからいろんな指標も出ておりますので、それもチェックして、特に子どもさんは、低学年と中学校のもう3年生とかになると、ほとんど大人の体格になってくると、二酸化炭素の排出量というのは全然違うということ、言われております。そういう部分もしっかりと見ていただいて、7月に出たこの新型コロナの感染症対策分科会でも、CO<sub>2</sub>モニター等の併用も行って、換気に努めるのがいいんじゃないかということが言われております。

また、これからは寒くなってきますと、テレビでも言っていますけれども、インフルエンザの流行というのも同時にあるんじゃないかと、こういうことも言われておりますので、ちょっと新しい情報を入手していただいて、換気対策、これからも考えていっていただきたいと思います。

また、中学校というのは新しい建物ですので、日本の改正の建築基準法の中で、ある程度その換気ということが念頭に入れられた建物で建設されていると思うんですけども、小学校なんかは古い建築物ですので、そういうことをちょっと頭に考えての建築ではないと思うので、そういうもんもしっかりと念頭に入れて、対応していただきたいと思います。

これに対してちょっと答弁をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、教育課長。



○教育課長（菅野 亮） ありがとうございます。

おっしゃられますように、中学校のほうは新しい設備になっておりまして、24時間換気ということもされております。ですが、おっしゃるようには小学校のほうは施設も古いので、ご提言いただきましたようなことに注意しながら、換気対策を進めていきたいと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） どうしてもこれからの変異株によって、どのような状況のウイルスがはやってくるのか、また、インフルエンザ等の併せてということもありますし、その他にもいろんな感染症というのはこの夏もいろいろ出ておりますので、しっかりとそういう状況を見据えて、感染症対策をやっていただきたいと思っております。これは要望としておきます。

続きまして、ちょっと住民の皆さんからの要望の声なんですけれども、公共施設等への空気清浄機、換気扇等の補助もあつたらいいのになという声を伺っております。

自治会の集会所など、どうしても密接な環境になりがちです。地域のお祭りなどで子どもたちが集会所や公共施設、利用するということも大いにございます。保育施設での感染症対策も同時に必要です。子どもさんを含めた地域の活動を支援するためにも、それらの設備の設置、それに係る補助等を求める声が上がっております。このことに対して、明和町としてお考えをお示してください。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 町では感染症対策として、子どもの健診で使用する保健福祉センターに空気清浄機を設置しております。この保健福祉センターは、災害時の発熱等ある方の避難所としても使用することとなっております。また、新型コロナウイルス感染症対策児童保育支援事業により、幼稚園、保育所、こども園、児童センター、児童クラブにも計51台設置しております。

なお、感染リスクの高いところから空気清浄機等の設置を進めておりますので、自治会の集会所などへの設置する場合の補助は現在行っておりませんが、今後の感染状況等を鑑み、検討していきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問、田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ぜひとも、今後の感染状況を見据えて、検討していただきたいと思います。これも予算が伴うことですので、しっかりと協議をしていただきたいと思います。

また、もう1つ、住民さんからの声で、各家庭にもこういうような補助あったらいいのになという声も伺っております。これから冬を迎えると、暖房でファンヒーターを使うという間に、二酸化炭素の濃度が1,500、2,000、2,000を超えるような状況になってしまうということも、出てきております。

CO<sub>2</sub>モニターや空気清浄機の購入を考えているご家庭もたくさんありますけれども、やはりそのウイルス対応となると、高価なものになったりするという事です。健康的に過ごせる家庭を支援する助成制度をつかってほしいという声も上がってきているんですけれども、これに対してのお考えをお示ください。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（青木 大輔） 厚生労働省から提示されている感染対策では、3密の回避やマスクの適切な着用、こまめな換気、手洗いなどが有効となっております。家庭における感染予防については、国の感染対策を各家庭の責任において取り組んでいただきたいと考えております。また、町としましては、感染予防のための周知啓発を中心に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） コロナに関しましては、家庭内感染というのも大きな

問題になっております。なかなか家庭の中での別の部屋で過ごすとか、換気をするとか、非常に難しい部分があると思いますので、これも一つの提案として、今後、検討課題として、念頭のほうに置いていただきたいと思います。病気になるなければ医療費の削減にもつながってくると考えておりますので、ぜひとも検討をお願いします。

続きまして、次の質問、平和問題についてお尋ねをしたいと思います。

今年の夏、8月6日、広島原爆投下の日に、こちら明和町明星の転輪寺さんのほうで平和の鐘をつくイベントが開催され、私も参加をしてみました。

多くの子どもさんが集まって、戦争の悲惨さを説く話など聞き入っていたその姿が印象的でございました。

被爆77年の原爆の日、広島市長は平和宣言で、「一刻も早く全ての核のボタンを無用のものにしないでほしい」、このように訴えました。また、ロシア、ウクライナの戦争を念頭に置いて、「他者を威嚇し、その存在をも否定するという行動をしてまで、自分中心の考えを貫くことが許されてよいのか」、このように述べられております。

長崎市長は、「核兵器の使用は杞憂ではなく、今、ここにある危機」、このように話をし、「核兵器をなくすことが未来を守るための唯一の現実的な道だ」と述べております。

そして、2021年1月に発効した核兵器禁止条約への署名、批准を政府に求めております。

今年の広島の平和式典で岸田首相は、核兵器禁止条約には一言も触れておりません。アメリカを変えていく必要はあると認識されているようではございますが、それならきっぱりと核軍縮、撤廃への道を示すべきであると私は考えております。

核兵器使用の恐怖がリアルに感じられる昨今の状況を見ておりますと、やはり核廃絶に向けた取組を進めるべきと考えております。

そこでお尋ねをします。2022年今の現在、明和町長は、世界の平和問題、核

兵器問題など、どのようなお考えを持っておられるのか答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） ロシアによるウクライナへの軍事侵攻では、罪のない住民の命や日常が奪われるなど、国際社会の平和と秩序、安全が著しく脅かされている状況にあると思っております。そして、核兵器による抑止力なくして平和が維持できないという考え方が勢いを増しているのではないかというふうにも思っており、危機感を感じているところです。

平和と安全を守ることは、私たち人類の共通の願いでもあると思っております。そして、平和について考え行動することを責務と認識しております。世界情勢が不安定な今こそ、改めて町民の皆様へ平和の大切さの啓蒙と意識の高揚に努めていくことが大切であると思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

戦争のない平和な未来、明和町の子どもたちに、孫たちに残すために、町長としても全力で取り組んでいただきたいと思います。

そして、本日、冒頭で、町長から行政報告等でもございましたけれども、ちょっとお尋ねします。

今、明和町での平和の子どもさんたちへの学習、どういうことが行われたか、改めてちょっと答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 町内の小中学校における平和学習につきまして、小学校では人権教育の一環として、各学年で取り組んでおります。低学年では、東京空襲時の動物園の話、「かわいそうなぞう」、この絵本の読み聞かせなどをやっています。それから、中学年では国語の授業で、戦争の悲惨さを伝える物語の授業、高学年では、社会科での授業や国語の原爆を取り上げた授業など、

各学年で平和学習に取り組んでおります。

また、中学校では、人権学習や社会科での授業はもちろんですが、先ほど、議員も言われました町長の行政報告にもありましたが、平和学習として、平成27年度より生徒代表を広島へ派遣する事業を行ってきました。新型コロナの影響でこの事業が中止になった令和2年度から、被爆体験者、または被爆体験伝承者を講師に招き、全校生徒で被爆体験講話を聞く学習を行っております。本年度7月11日、午後、広島原爆記念館から伝承者の講師を招きまして、中学校多目的室から各教室へモニターで講話をしていただきました。この内容につきましては、行政チャンネルでも紹介をさせていただいたところです。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） いろいろな平和学習行われているんですけども、そのときの子どもたちの感想、どういうものがあつたのか、差し支えがなければちょっと教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 小学校のほうですけども、低学年では、先ほど申しましたあの絵本の読み聞かせ、この感想を、「平和ってどんなこと」といったテーマで、絵と言葉で書いてもらっています。「けんかをしないこと」とか、「戦争をしないこと」などと思い思いに書いておりました。

そして、中学校ですけども、この感想を書いてもらっております。全体を通じまして、「被爆体験伝承・戦争について学んだことを家族や友達に話すという活動が大事だ」と感じている生徒が多くおりました。また、「家族から聞いた戦争体験と重ねて聴いた」という生徒もいれば、「初めて知った」という生徒もおりました。また、「被爆者の方々、戦争体験者の方々が少ないので、自分たちが学んで、戦争・核兵器のむごさを次の世代に語りつないでいかないといけない」、「戦争のことをもっと勉強し、知らなければな

らない」、「核兵器は絶対に使ってはいけない」といった声もありました。この感想文の一部は、8月1日から15日まで、中央公民館ロビーで開催しました「原爆と人間展」でも展示をいたしました。

被爆体験者の方は少なくなってきましたが、それを伝える伝承者の方からこのように直接お話を伺うことは、子どもたちの平和学習、人権教育に大変有意義であるというふうに考えます。今後もこのような学習活動を継続していきたいという考えでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

実際戦争を体験された方はもう高齢になって、だんだんと人数も減られている中で、その伝承者の方の話を聴くというのが本当のこれからの子どもたちの体験になっていくと思います。

そういう中で、やはり正しいことをしっかりと教育で伝えていただいて、またその子どもたちが次の世代に伝えていけるような、そういう子どもたちをつくっていただきたいと思います。ぜひとも、学習教育、これからも継続をお願いいたします。

次の質問に入ります。

戦争は、核兵器だけではありません。様々な攻撃が行われ、それに巻き込まれて命を失う一般の人も多数発生してしまう、これが現実です。ウクライナの惨状を見るにつけ、このことを私もととても心配しております。こちら明和町のお隣の明野の自衛隊基地は、オスプレイの飛来の問題、これがございます。修理や格納庫の加減で明野の基地は今後もオスプレイが飛来をし、利用されるであろうということが想定をされております。

過去の飛来時には民家の上空を飛行するなど、住民の安全が担保されないような事態も発生しており、多くの皆さんが不安な思いをされております。

また、万が一にも有事の際、他の国の戦争に加担するような事態になった場合、明野の基地も相手の攻撃対象となってしまいます。

そのような危険を回避するためにも、今後一切、明野にオスプレイは来るなと、このことを強く意思表示していただき、住民の命の安全を守っていただきたいと考えております。このことを町長に求めます。答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 過去にオスプレイが来るとなったときに、民家の上は飛行しないことなど、安全確保の徹底について申入れをしてきました。

今後も、オスプレイが来るとなった場合には、近隣市町と足並みをそろえた対応や申入れをしてまいりたいと考えております。

なお、オスプレイは来るなということは、国の専管事項でありますので、そのような申入れをすることは難しいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

先だっても、ニュースで、東京のほうの基地でオスプレイが事故、故障等で飛行ができない、飛行を差し止めると、こういうことも起こっております。まず、オスプレイ自体が私は不要だと考えておりますので、そういうような新しい情報もしっかり入れていただいて、また、明野に来るのにもなかなか自衛隊のほう、情報を直前まで出さないという、そういう現実も私も聞いておりますので、そういう部分にはしっかりアンテナを伸ばしていただいて、住民の命、安全の確保を努めていただきたいと思います。

自衛隊の話が出ましたので、関連をして質問いたします。

自衛官募集事務に係る対象者情報の提供について。

こちら明和町は、防衛大臣及び自衛隊からの依頼に応じ、自衛官募集事務に係る対象者情報の提供、こちらを行っております。

まず、これがどのように行われているのか説明をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） まず、防衛大臣、そして自衛隊三重地方協力本部長から、自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の提供依頼があります。そして、これに続き、三重地域連携部長からも防衛大臣からの依頼に協力するよう要請が参ります。

これを受けまして町としましては、依頼された募集対象者情報、氏名、出生年月日、性別及び住所の4情報を住民基本台帳から抽出し、紙媒体により自衛隊三重地方協力本部に提出をさせていただいております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ただいまの答弁で、こちら明和町では、紙ベースで名簿が自衛隊に提出をされている。今、18歳と22歳が対象だと、私、聞いております。この名簿の提供はあらかじめ住民に周知をされているんでしょうかという点をお伺いしていきます。

こちら、今年、大阪の吹田市の話でございます。吹田市が18歳と22歳の市民の個人情報を自衛隊に提供することを公表しております。これは、今年6月の吹田市の広報で明らかになったというので、市民の皆さんから驚きの声が上がったようです。

これまでは、この吹田市のほうでは、自衛隊が住民基本台帳を閲覧して、それを自衛隊自身の隊員の方が転記をして、募集案内を送っていたというんですが、今年から市の側から名簿の提供ということになったということで、それを広報でされたということなんですけれども、この自衛官の募集は法定受託事務なので、国の仕事の一部、市町村が担っているということは、理解をしております。現に、現在、こちら明和町でもね、自衛官募集事務の記事を広報に掲載をしたり、庁舎の前に今も垂れ幕みたいなので募集のそういう標示をしたり、



庁舎内にポスターの掲示、これをされているのは、私も理解をしております。

そこで、質問を行いたいと思います。この自衛隊への名簿の提供は、あらかじめ住民に周知されているのでしょうか。この吹田市の件を知った時点で、私、明和町のホームページを調べてみましたが、名簿の提供等の情報をその時点では掲載をされていませんでした。これに関して答弁を願います。そして、現在どうなっているのかも、答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） ご質問いただきました自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報に関する資料の提出につきましては、自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づいて、防衛大臣から求められたことに対して対応してきたものでございますので、特に住民の皆様に変更して周知はしておりません。

ホームページの掲載につきましては、田邊議員からお話をいただいた後、全国の市町のホームページ等を確認させていただきまして、同様の内容の記事を明和町のほうでもホームページのほうに掲載をさせていただくようにさせていただきます。また、ホームページのほうに掲載をさせていただくようにさせていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 相手が自衛隊であるということに関しましても、やっぱり住民、個人情報ということに関してを提供するということに関しては慎重に、また、住民周知をしていくということがもうまず第一なんではないかと私は考えております。

先ほどの答弁で、その以前にちょっとお話をさせて以降、ホームページのほうで掲載をされたということもお伺いをしましたので、より一層、住民への周知というのも大事にしていきたいと思っております。

そしてまた、この自衛隊に対しての名簿の提出に関しましては、法律的には防衛大臣は自衛官募集に関し、必要な資料の提供を求めることができる、書い

であるということなんですけれども、この資料とは、私は個人情報を想定したものではないと考えております。市町村が円滑に自衛官募集を行っているとか、そういったことを知るためのものだとか、そういうものなんではないんでしょうかと。

現在、自衛官になりたい人が減っているのかもしれませんが、災害時などの人命救助を担う自衛隊の仕事というものを考えますと、隊員の人員を確保するという、これは必要なことだと私は考えております。

この名簿の提出なんですけれども、安倍政権の下で名簿提出、行うことが全国に進んだということも、話を聞いております。いずれにせよ、防衛大臣が資料の提供を求めることができることを、行政側が個人情報を提供しなければならない法的根拠と解釈することは無理があると感じております。

個人情報保護の観点から、名簿の提供に関しまして、これまで何らかの検討はされてきたんでしょうか。例えば大阪の吹田市のように、個人情報の提供は、情報を求める側が閲覧し、転記する。当然、私たちも個人情報を閲覧させてもらうときには、その台帳を見せてもらって、自分たちが転記をするという形をさせてもらっているんですけれども、そういうのが通常の形だと考えているんですけれども、こういうことに関しての自衛隊に関して名簿を提供することに対しての根拠というのを教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 名簿の提供に関しましては、実際に町とやり取りをする自衛隊三重地方協力本部に対して情報提供を依頼する際に、根拠法などを明確に示すこと、また、法的に町と同じ立場となる三重県に対しても、自衛隊へ情報提供することについて、町へ文書により依頼することを申入れをしてまいりました。現在、防衛大臣、自衛隊三重地方協力本部長、三重県地域連携本部長から文書が発出をされております。

なお、名簿の提出の根拠ですが、自衛隊法施行令第120条で、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知

事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と定められております。また、防衛大臣の通知の中で、防衛省及び総務省から「募集に関して必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと」と通知がされていることが明記されております。

これらに基づきまして、防衛大臣から募集対象者情報の資料の提出が求められたことについて、対応をしているものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 現実問題として、名簿の提供がされている、それはございます。それでは、今、お話をさせていただきました大阪吹田市、また守口市では、この自衛隊への情報提供を希望されない人に関しましては、申出をすることにより自衛隊への提供する情報から除外をします、それをまた除外方法などはホームページ等を確認して、そういう手続を掲載するということがされております。

多くの自治体が個人情報の自己決定権に関わる問題として、自衛隊への名簿提供を拒む人は申し出れば名簿から削除をするということを、住民に知らせております。

この個人情報の自己決定権とは、本人の知らないところでやり取りされた個人情報に本人に不利益な使い方をされるおそれがあることから、どんな自己情報が集められているかを知り、不当に使われないように関与する権利、自己情報コントロール権というものでございますが、当事者や家族の意思を尊重するように対応するべきではないかと考えております。

この吹田市の事例を知ったときに、明和町のホームページにちゃんと掲載をして、その拒否をする人、そういう方にはそういう手続があるんだということをお知らせすることも大切だと考えておるんですけども、そういう個人情報

の提供を行う場合に、個人情報保護法の理念、提供の目的に照らし合わせて、提供を希望しない人からは名簿から除く仕組みを取るべきと考えておりますけれども、お考えを伺います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 提供を希望したいとの情報を除く仕組みにつきましては、他市町の状況を確認したり、また、関係機関と協議をさせていただいて、今後、検討をしてまいりたいというふうに考えさせていただいております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 当然、一人一人のこれは個人情報の権利だと思います。そういうことは、プライバシーを守るということは観点をしっかりと考えていただきたいと思います。

それに関しまして、もう一度、私、法的な問題点、プライバシー権の問題点、そういう部分もあるので、私は名簿は提出しないでほしいと、こういう思いも持っております。

昨今の9条改憲による政府の戦争する国づくり、こういうことも注視をしていかなければいけないと思います。この名簿の提供、こういうことが恒常化してまいりますと、過去の徴兵制度、こういうものが私の頭の中でもオーバーラップをしております。

また、今後の明和町の考えの中で、自衛隊の名簿の提出に関しては全国で議論が行われていることも踏まえまして、反対の声も多数ありますので、住民の権利擁護の観点から自立的判断を行うべきと考え、名簿の提供を止めるという判断を含めて、今後の明和町の考え、お示し願いたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） これまで申し上げてきましたように、自衛隊法や自衛隊施行令に基づいた防衛省からの求めに対して対応してきているものでご

ございます。これまで、明和町としましては、そのように対応してまいりましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） これで質問自体は終わらせていただきます。ぜひとも、戦争のない未来、自衛隊の存在を否定するものではありません。国民の命を救うために全力で働いていただいております自衛隊の皆様の仕事は、私は本当に敬意を持って、今後も頑張りたい、そういう思いでありますけれども、一人一人の命が関わる部分もございますので、しっかりと考えていただきたいと思っております。

こちら明和町では、平成3年9月17日に非核平和の町宣言、出しております。永久に戦争の放棄を誓った国民として、明和町も戦争のない平和な世界の実現に真っすぐ取り組んでいただきたいと考えております。このことを述べまして、私の質問を終わりとさせていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 異議なしと認めます。

45分までお願いします。

（午後 2時 34分）

---

（午後 2時 45分）

○議長（伊豆 千夜子） それでは、休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

7 番 江 京子 議員

○議長（伊豆 千夜子） 6番通告者は、江京子議員であります。

質問項目は、「水産振興について」の1点であります。

江京子議員、登壇願います。

（7 番 江 京子議員 登壇）

○7番（江 京子） よろしく申し上げます。

質問の許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

今回、水産振興についての1点についてお伺いします。

近年著しく衰退している漁業、20年前と現在の漁業者数と漁獲高の推移についてお尋ねします。

明和町の漁業について、20年前は非常に活気があり、大淀漁港、下御糸漁港とも多くの船が係留し、冬には黒海苔、また、1年を通してアサリを初め様々な種類の貝漁や底引き漁等でにぎわっていました。

漁業者さんのお話を聞いても、「20年前のわしらは、明和町でも高額納税者やった」と、その頃の漁港のにぎわいが分かるお話をされます。

でも今は、漁港を見に行っても明らかに船の数は減り、港に集う漁業者の人も減り、寂しい限りです。町の基幹産業である漁業は、農業とともに、半世紀にわたり明和町の発展のために大変重要な役割を果たしてきたと思います。

今回は、明和町の漁業がなぜ衰退したのか、また、今後の展望について質問させていただきます。

では、初めに、20年前と現在の漁業者数、漁獲高について、その推移をお答えください。

急な漁業者数、漁獲高の落ち込みについて、町として、どのような要因でこのような状況になったと分析されているかもお答えください。

○議長（伊豆 千夜子） 江京子議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 江議員のほうから、水産振興の関係でご質問をいただきました。

まず、組合員数ですが、20年前の平成14年には、大淀と下御糸を合わせて、正組合員190名、准組合員339名が水産業に従事されていましたが、令和3年度時点では、正組合員が31名、准組合員が77名となっており、20年間で約80%程度減少しております。また、現在の少ない組合員の中でも、高齢化が進んでいる状況となっております。

昭和の後半からの社会の流れの中で、仕事を選ぶときに、いわゆるブルーカラーと呼ばれる職場よりホワイトカラーと呼ばれる仕事を選ばれる傾向にありましたが、その傾向は現在も続いており、ブルーカラーへの従事意欲は依然として減少しているのではないかと感じているところです。

また、平成22年度に大幅に漁獲高が減少しており、平成22年度を境に、それまで緩やかな減少傾向であった組合員数も、大幅に減少しております。

漁獲高につきましては、20年前には2,000 t以上の漁獲高がありましたが、近年では1,000 tを下回る年もございます。

漁獲高の落ち込みについては、地球規模の温暖化が進み、気候危機と言われるほどの気候変動により海水温が上昇したり、海が酸性化したり、生態系に影響を与え、取れる魚種が変化していることも要因の一つであると推測されます。

また、伊勢湾地域においても、長良川河口堰や蓮ダムの影響もあるのではないかと推測をしているところであります。

また、高度経済成長期に発生した沿岸の水質汚濁を契機として、水質環境基準の設定や総量規制などの水質保全対策が行われてきたことにより、「きれいな海」にはなりましたが、魚や貝、海苔といった水産物の育成に必要な窒素やリンが減少し、貧栄養化が進んだことにより、「ゆたかな海」は失われつつあ

ると考えております。

昭和55年から始まった水質総量規制は、平成14年の第5次水質総量規制から窒素・リンが規制の対象となり、目標年度である平成19年頃から明和町の水産業への影響も出てきたのではないかとの推測をしているところであります。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） ブルーカラー、ホワイトカラー、何か懐かしい言葉をお聞きしました。以前は、町長の答弁にもありましたが、3K、きつい、汚い、危険と言われる仕事が敬遠された時代もあったのは事実です。それは特に自然環境に左右されやすい第一次産業では、毎月の安定した収入が見込めないのも一つの要因になっていたと思われまます。特に漁業に関しては、私たち人間の生活の快適を求めるがゆえの国の政策による海への悪影響が多く影響され、漁獲高の減少につながり、生活苦により廃業していく人も多いと思います。でも、反対に、その地域のブランド化を図って、つなげている人たちもいるのも事実です。

では、次に、磯焼けの原因についてお尋ねします。

きれいな海はゆたかな海ではないと町としても認識されていると思います。今、海岸の岩には海藻の姿はなく、岩が真っ黒に焼ける磯焼けの状態になっています。また、いろんなところに生えていた海藻も、ほとんど見られません。

下水道の普及、合併浄化槽の処理能力の向上等で海はきれいになりましたが、海藻も育たない、死んだ海になったと思います。以前から私は、飲料水でもない海まで必要以上に消毒する必要はないと申し上げてきました。

この件について、町としてどのような対応を取られているのかお答えください。また、磯焼けの原因について、どのような調査を行っているかもお答えください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対する答弁、産業振興課長。



○産業振興課長（堀 真） まず、初めに、磯焼けについてご説明をさせていただきたいと思います。

磯焼けにつきましては、県内では、鳥羽市以南の岩礁体における藻場におきまして、藻が減少するなど磯焼けが発生しております。三重県として昨年度調査を行い、現在は調査結果を整理中でございます。

明和町の海岸を含めた鳥羽市から北側の伊勢湾沿岸は、岩礁体ではなく砂地であります。そのため、磯焼けとしては発生しておりませんが、以前には多く見られましたアマモ場が現在は減少しております。磯焼けとは、岩礁体の藻類が減少するのを指すということで、明和町を含めた伊勢湾沿岸の砂地でもアマモ場が減少しておりまして、磯焼けと同様の現象が発生しているのではないかと考えております。

そういった状況の中で、今年度、県が調査をしております鳥羽市より北側の伊勢湾漁港のアマモ場、干潟について調査を実施する予定となっております。

また、漁業者との懇談の中で要望をいただいております「ゆたかな海」への対応といたしまして、令和元年度には知事との一対一对談で、「ゆたかな海」への再生について要望させていただいたところでございます。

先ほど答弁もさせていただきましたが、現在、明和町の水産業は、漁師の数、漁獲高共現象しており、衰退傾向にあり、明和町における主要な漁獲物である黒海苔、アサリ等の不良が続くと、水産業の衰退がさらに進むおそれがございます。水産業の持続的な発展を必要とする「ゆたかな海」の再生に向けて取り組んでいくよう、町村会を通じて、国・県へも要望をしておるような状況でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） とても対策が遅いと思います。調査が昨年、今年というような状態では、どうしてそこまで遅くなったのかと思います。既に10年前には

赤潮の発生はなくなり、漁業者の人たちからは不安の声を聞いていました。もっと早く調査を漁業者とともにに行い、話し合いを持っていれば、対策は早く取れたのではないかと思います。机の上での数値ばかりで考えて、現場を無視した対策では効果もないと思います。

以前も、アサリが生息しないようなところへ工事がありました。結局、何の効果もなく終了したと思います。もっと地元の水や流れを知っている漁業者との話し合いを持った上での対策を求めます。地元漁業者との話し合いについてお答えください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の再質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

地元漁業者との会話ということでございますが、今、このコロナ禍の中で、なかなかその漁業者さんとお話をさせていただくということ自体が難しいような状況でございます。ただ、町としても、年1回程度ということの中で、昨年3月、おとしも3月に協議をさせていただきました。その中でも言われておるような「ゆたかな海」にしてほしいというふうなお話もいただいたようなところでございます。

そのような中で今年におきましては、春にご協議もさせていただく中で、新たな手法ということの中で、ノリの勉強会とか、そういうのにも職員参加させていただきまして、それに基づいて、同行をさせていただいて、研修等も実施をさせていただいておるところでございます。今後も広く漁業者さんのご意見を聞く中で、こういうことを反映させていただきたいと考えた次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 本当に地元で生きている人たちが一番状態を知っているの  
で、もっと丁寧な話し合いを持ってほしいと思いますので、要望いたします。

次に、伊勢湾総量規制、町村会への要望についてお尋ねします。

伊勢湾という閉鎖的な海域の問題と捉え、伊勢湾総量規制の緩和に向け、協議を行い、県管理の下水道処理場の窒素・リンの放流基準についての要望はどのように行っていますか。海に生息する生き物にとって、海藻の生えていない海には住めないのは当たり前のことです。

下水道処理場の塩素処理だけでなく、磯焼けの原因をしっかりと調査して、上流からの汚水についても県と協議してもらいたいと思います。今、どのような形で要望されているのかお聞かせください。

伊勢湾でも明和町近隣の海岸線は、とても長い遠浅の海です。様々な上流からの汚水の影響が長く続く海域です。各機関への働きかけも大事ですが、他に町としてもっと独自の考えはないかお答えください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

まず、伊勢湾総量規制ですが、水質汚濁防止法に基づく水質総量規制制度でございます。こちらに基づきまして、窒素・リンの含有量の総量が規制されております。「ゆたかな海」への再生に向けて、従来の総量規制から海域に応じた総合的な水環境管理への考え方の転換ということで、新たな方向性を導入する計画がされております。聞かせていただくところによりますと、下水道部局におきましては、窒素について、現行、1ℓ当たり10mgのところを20mg、リン酸については、現行1ℓ当たり1mgを2mgと倍に緩和される予定で、11月からこれが緩和されるというようなことを聞かせていただいております。

各機関に働きかけを行い、根本的に解決していくことが重要と考えておりますが、問題解決に至るまでには時間が必要になってくるかと考えております。それまで、漁師の方につきましては厳しい状況が続きますが、町といたしましても、対策は必要と考えております。

町の独自の考えといたしまして、先ほども申させていただきました漁協とも

協議をさせていただく中で、国の認可を持つ特殊な鶏糞、委員会等でもご説明させていただきましたが、これを原料とした有機肥料の設置を考えさせていただいております。この製品は、海中に設置いたしますと、約半年間の長期にわたり、生物が成長する上で必要である窒素・リンなどの栄養分が溶け出すものでございます。

近年、笹笛川の河口付近にハマグリの子貝が自然発生しているため、今年度は子貝の育成を目的として、試験的に笹笛川の河口付近に肥料を設置したいと考えております。

また、河口付近に設置することで、溶け出した栄養分が海苔養殖へどのような影響を及ぼすものかも確認していきたいと考えておるような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 伊勢湾の総量規制の緩和について、随分前から私も言わせてもらっていましたが。今、漁業者の元気がこんなになくなってからでは本当に遅いと思います。町としての独自の対策が始まりますが、今回は笹笛川の河口付近だけと言われました。自然に生きるものはとても敏感です。良い効果が現われたときには、ぜひとも柔軟な対応でほかの河口への設置もお願いしたいと思います。特に、今回の町独自のものはとても安価だと聞いています。ぜひ海の中に置いた場合の効果が現われましたら、もっともっとといろんなところに置いてもらって、海を豊かにして行ってほしいと思いますのが、そういった柔軟なお考えがないかお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の再質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 今まで、いろんなことさせていただきました。アサリの子貝放流もさせていただくということの中で、ただ、子貝が入手できない、また、子貝自体が病気を持っているというようないろんなこともございまして、

なかなかできなかったのが実情でございます。

今回、こういう手法を一つ確認させていただく中で、今、言われておりますように、ぜひこういうハマグリが多く育つ、また、海苔がよく育つというような結果を得て、来年度以降の予算に少しでも反映させていただいて、少しでも漁業者さんの生活につながるよう努力させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 「ゆたかな海」になることを期待したいと思います。

次に、水産振興費の減少の原因についてお尋ねします。

今まで、海の水質等の質問をさせていただきましたが、今度は漁業者支援について伺います。予算書を見ると、毎年、水産振興費補助として計上されていますが、予算額は減少傾向にあります。

なぜ衰退する漁業を守らなければいけないのに、予算額が減少しているのですか、お答えください。

以前は毎年、アサリの稚貝をまく船に同乗させてもらっていましたが、近年行われていないように思いますが、どうなっているのかお答えください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 先ほどの答弁とちょっと重複するところあるかと思いますが、ご容赦願ひたいと思ひます。

これまで、漁協とも協議は何回も行わせていただいております。ただ、今、先ほど、申させていただきましたように、稚貝の入手が困難なことや、放流させていただいた稚貝が自然発生する稚貝が成長する前に死んでしまうというような状況の中で、なかなか事業着手をできなかったのが実情かと考えております。

少し詳しく言わせていただきますと、これら二枚貝、こちらは、稚貝から中貝の大きさになる段階で、非常に栄養分が必要となるということになってまい

ります。貧栄養が続く海の中では死んでしまうことが考えられ、先ほどご説明させていただいた鶏糞等の肥料を設置することにより、死んでしまう個体数は減るのではないかと考えております。

今年度は施肥をさせていただく中で試験的に行い、先ほど来申させていただいておりますように、良い結果が出れば、稚貝放流と並行して施肥の設置も積極的に実施し、漁獲の向上に努めていきたいと考えております。

また、漁獲の確保のための対策も必要となりますが、今年度は漁獲が少なく厳しい状況が続いている中で、水産業の方への支援といたしまして、船の燃料費、海苔養殖の漁具購入費への支援を行っております。今後も状況に応じた対策や支援をしていく必要性があると考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 今までの予算は、主にやはりアサリの稚貝のものだったのと思います。成長の中、途中で稚貝が死んでしまうのは、やはり海の栄養不足によるものであり、新しい取組に期待をしたいと思います。いろんなところへの早い設置をお願いしたいと思います。

今、燃料の高騰で、船を出しても採算が取れないと聞いています。燃料費の支援と海苔養殖の漁具の購入への支援だけでなく、これも漁業者さん全体の人との話合いを持って、もっとしっかりした支援をお願いしたいと思います。全体の漁業者さんとの話合いは、コロナのこともありますが、できないのか教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の再質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） この案件につきましては、全協でも下井議員のほうからご質問いただいた中で、その限られたものだけではなくて、全体的に行き渡るような支援をとということをおっしゃられたというふうに思っております。

燃料費につきましては、漁業者さん全員に行き渡る一つの支援かというふう

に考えておりますが、ほかいろんな業種がある中で、そういう方々のご意見を聞く場というのは設けていかなければならないと考えております。ただ、コロナ禍の中でそこがいつ実現できるかというのは、なかなか難しいところではございますが、そういう場をぜひ設けていきたいというふうに考えているような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 漁業の方たちも、毎日毎日の生活がかかっていますので、本当になるべく頑張って話合いを持って、支援のほうにつなげて行って欲しいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、新規漁業者についてお尋ねします。

一次産業である漁業者の高齢化は避けられないものと考えます。そこで、新規漁業者についてどのように考えているのかお答えください。難しい課題はあると思いますが、町だけで考えないで、ぜひ前向きに、伊勢湾漁業組合や地元の漁業者とも頭を軟らかくして、丁寧な話合いを行ってほしいと思います。

伊勢湾漁業組合の正規組合員もどんどん減る中、町として漁業組合とは年何回くらい衰退を食い止めるための話を持たれていますか。

農業には新規農業者の推進のために、就農準備資金、経営開始資金、農業次世代人材投資資金といった国からの交付金がありますが、あまりにも新規漁業者に対しての国からの支援が少ないと思います。新たに漁業を始めるためには、初期投資として少なくとも、中古品でそろえても400万円近い経費がかかります。農林水産省の沿岸漁業改善資金制度はありますが、無利子であっても、交付金ではありません。

町は、新規漁業者を育てるために、県・国へどのような働きかけをしているのかお聞かせください。先進事例があれば、お聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） まず、先ほど来、言わせていただいております漁業者の協議でございますが、昨年、一昨年、3月に1回ずつ協議を持たせていただいたところでございます。その後も、先ほど申させていただきましたように、今年の4月には海苔とか貝とか、そういう研究会、こちらのほうへ出席をさせていただきまして、今回、7月には、担当の係長、九州のほうへ、今回の言わせていただいております鶏糞の現場へも見に行かせていただいて、これはできるかできやんかというような判断もさせていただいて、これを9月議会において補正をお願いさせていただいたような状況でございます。

現在、明和町の漁獲高を考えますと、町外から新規の漁業者を呼ぶことは非常に難しいのではないかとこのように考えております。そのような中で、明和町でも家業を継いで漁師をしたい、していきたいという方が何名かいるということをお聞かせいただいております。しかしながら、漁獲も少なく家庭内の収入が増えない中で、後継者を育てていくことは非常に難しいところがあると思います。

県の支援では、研修制度や新規担い手に対する支援はございますが、家業を継いでいただくという、こちらに対しての支援がないようでございます。こちらについてぜひ県にも働きかけさせていただいて、事業継承というような、こちらのメニューも含めさせていただく中で、検討をさせていただきたいというふうに考えております。また、現在、別の仕事を従事されて、漁業を始める契機ということの中で、新規漁業者を少しでも増やすような施策を考えていきたいというふうには考えておるような次第でございます。

農業では、国費で新規就農者に対する支援でございます。この農業については、認定農業者さんのところへ何か月間か、1年か2年サポートに入らせていただいてやっていくというようなこともございます。また、他市町では、漁具の購入資金の補助やリース等の新規漁業者への支援はありますが、こういうことも明和町としては検討していかなければならないのかなと考えております。

先般、三重テレビでも、一番漁獲高の多い南伊勢町さんでもやはりこう水産



業の担い手が少ないということの中で、何とかしていかなければいけないということの中で、上村町長が「水産業の発展なくして、町の発展はない」、ここは県内で一番漁獲高の多いところでございますが、そういう話をされておりますので、こういうところのまたご意見のほうも賜る中で、町として何ができるかということを検討していきたいというふうに考えた次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 国や県の支援もなく、家業を継いでも生活していけないのでは、どうしようもないと思います。農業のように家業を継いでくれる若者への支援を、しっかりと国や県に働きかけて行ってほしいと思います。これは明和町だけでなく、海を擁する全国レベルでの支援として行ってほしいと思いますので、そういう海を持っている県との全体、全国的な話合いというものはないものなのでしょうか、教えてください。また、町独自の家業を継いだ人への支援なんかも、お考えないか教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 今、言われておりますこういう県とか、大きなところでそういう協議の場という話がございますが、そういう協議会というのはございます。ただ、その伊勢湾という限られた区域と外湾を相手にして、どこを、遠くまで遠洋漁業とか行かれるという業種とでは、一緒にいうのはならないのが実情かというふうに思っておりますので、明和町とかも伊勢湾でやられとるのは、底引きとかもありますけれども、自分のところで養殖するような、海苔とか養殖するとか、貝を育てるとか、そういう漁業が多うございますので、そこら辺も含めた中で、特化したというような、そういうものがないかというふうに思っております。

国レベルでいきますと、漁業者の育成ということの中で、若者を呼んでそういうところに研修に行かせてというのは、大きな遠洋漁業とか、そんな中へ行

かせるというような、そういうちょっと規模が違うようなことがございまして、なかなかこの湾内でどうのこうのというのはないというふうに思いますので、そういうところもちょっと勉強させていただく中で、今後の対応策を考えていきたいというふうには思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 本当に海はいろんな形、様々な形がありますので、特にこの伊勢湾のような海底の深さもあまりないというような独特の海ではありますので、その海域の検討だけでもいいので、話し合いをしっかりとってほしいと思いますので、また要望として、行ってほしいと思います。

では、次に、漁獲物の6次産業化についてお尋ねします。

以前、漁獲物の6次産業化への取組について質問させていただきましたが、その後の進み具合についてお聞かせください。やり始めたことが頓挫しているように見えます。尾鷲漁業では、地域おこし協力隊の若い力と地元の漁業者とのコラボで、元気がなくなりかけていた町が元気になったといったような報道がありました。その中には、地元では評価の低かった漁獲物の6次産業化もあったように思います。今、明和町の地域おこし協力隊のメンバーは、文化的な事柄のメンバーが多いように思います。

今後、漁業に特化した地域おこし協力隊の採用は考えていませんか。外からの斬新な考え方は、衰退する漁業にとって大切だと思いますが、町のお考えをお聞かせください。

自然相手に環境に大きく影響される漁業、町としても、漁協、漁業者と協議を行い、行政として支援を行い、明和町の一次産業、漁業の発展に寄与していただきたいと考えますが、お考えをお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 江議員申されるように、過去に6次産業支援事業の

中で黒バラ海苔というのをつくらせていただいて、それを販路を拡大していこうというようなことで企画をさせていただいたところがございました。ただ、その中で、途中で漁業者の高齢化とか、また廃業されている方、それから、板海苔を委託販売する、希望する方が多い中で、途中で計画を断念して、漁協さんに対する補助金も、補助金返還をしていただいたというふうな思いもがございます。

その後、漁協さんともいろいろと協議はさせていただいておりますが、なかなか具体的な案には結びついていないのが現状でございます。一つ一つの取組といたしましては、昨年、漁業者さん相手になかなか懇談会もできないということの中で、アンケートを取ったらどうねということの中で、下御糸と大淀支所のほうへアンケート箱を置かせていただいたこともございました。ただ、アンケートいただいた方は、本当の少数でございました。その中でいろいろな意見をいただいたわけですが、その中も今後の検討課題ということとさせていただきますというふうに考えておるような次第でございます。

そして、インストラクターということで地域おこし協力隊の話でございますが、これも昨年というか、今年5月に、先ほど申させていただきました南伊勢町、町長と一緒にさせていただいた経過がございます。その中で、南伊勢町につきましては、釜石市から地域おこし協力隊の一員ということの中で、漁村インストラクターということで活動されていることも確認をさせていただいたところでございます。

具体的な案がなかなか見つからないような状況でございますが、今後も漁協と連絡を密にして、地域おこし協力隊の派遣も含め、検討していく必要があるのではないかと考えておるような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） アンケートを取ってもらったとありますが、元気のなくな

っている漁業者さんへのアンケートでは、明るい回答は難しいと思います。その中へ新しい考えを持った若者の投入は大切だと思います。地元の人では考えも及ばなかったアイデアが基になり、地域が元気になったという報道もあります。ぜひ地域おこし協力隊の採用をお願いしたいと思います。

海は、明和町にとって一つの宝です。元気な海を取り戻していけるような対策を早期をお願いしたいと思います。地域おこし協力隊の採用について、具体的なお話があれば教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の再質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 今、ご答弁させていただいたように、地域おこし協力隊という話の中で、今後、派遣も含めて検討する必要性については、検討していきたいというふうにお答えさせていただいております。なかなかこのどうなるかということの中で、難しいところございますので、この南伊勢町とか、そういうところも情報共有も確認させていただく中で、明和町として合っとなるのか合っていないのかということも、地域おこし協力隊、お願いするのかお願いせんのかということも、検討していきたいというふうに考えた次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） では、ぜひ今回のその新しい対策、海への鶏糞の塊のようなものの投入について、「ゆたかな海」が取り戻せて、それこそ、地域おこし協力隊の方がたくさん行きたいと思うような海の再生になってほしいと思いますので、期待を胸に、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で江京子議員の一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（伊豆 千夜子） お諮りします。

本日の会議はここまでとし、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） ご異議なしと認めます。

したがって、本日はここまでとし、延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

明日は9時からでお願いします。

（午後 3時 21分）

---